

令和5年度決算特別委員会会議録

令和6年9月19日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 17:22

○委員長

ただいまから、令和5年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はその都度、お諮りしていきます。

次に、執行部から議案の補足説明を受け、その後、審査に入ります。審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております「審査順序」のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑、2番目に一般会計の審査を行います。一般会計の審査については、審査を効率的に進めるため、歳出は5つに、歳入は一括して質疑をさせていただきます。また、原則として質疑は質疑事項一覧表の記載順に行っていただき、討論・採決については、保留して最後に行いたいと思います。3番目に、特別会計の審査に入ります。特別会計につきましても、歳入歳出一括して質疑を行っていただきます。なお、討論・採決につきましても、一般会計と同様に保留して、最後に行いたいと思います。4番目に財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から各特別会計の順に、討論、採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

次に、9月3日開催の本委員会において決定しました質疑の持ち時間制について、改めてお知らせいたします。委員1人当たりの質疑時間は50分とし、各委員の残時間については、モニターに随時、表示いたしますとともに、各委員の質疑持ち時間が5分を切ったときには、委員長よりお知らせします。また、おおむね1時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますので、審査が円滑に進みますよう、委員並びに執行部各位のご協力をよろしくお願いします。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対してはその内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、はっきりと的確な答弁をお願いいたします。また、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は事務所に支障を来すことがないように、各職場で業務に当たっていただくよう、お願いいたします。

次に、委員の皆さんに要望いたします。事業概要等については、既に御承知のことと思いますので、そのような質疑は、会議時間短縮のためぜひ割愛していただきますようお願いいたします。また、本委員会は令和5年度決算の審査を行うものですので、その点を十分ご理解いただき、質疑が議題外に及ぶことのないようよろしくお願いいたします。

最後に、通告外の質疑をされた場合には、担当課が不在の場合もあります。通告外の質疑を行う場合は、事前に委員長にお知らせしていただくなど、委員会のスムーズな進行にご協力をお願いします。

それでは、「認定第1号 令和5年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から、「認定第10号 令和5年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」までの10件を一括議題といたします。

お手元に配付いたしております資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告があつてお

ります。執行部におたずねいたします。各委員から要求がっております資料は提出できますか。

○財政課長

提出資料については各課にまたがりますので、私のほうから一括して回答のほうをさせていただきます。今回資料要求一覧表に記載されております資料につきましては、全て提出のほうをさせていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができております。案件に記載のとおり、サイドブック内のフォルダに資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

令和5年度決算の概要について、説明をさせていただきます。

「令和5年度飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書」の5ページをお願いいたします。

こちら「まえがき」の中段以降に記載しておりますように、本市の令和5年度予算は第2次飯塚市総合計画の都市目標像の実現及び将来世代に向けて持続可能な行財政運営を引き継ぐため、まちが元気になることで、若者や高齢者の仕事を創出し、経済が活性することで税収を増加させ、社会的弱者の方々を地域全体で支えていく共生社会を構築することにより、「進化を続ける元気な飯塚市」を積極的に発信し、観光客や地域との関わりのある人々、移住や定住する者を増加させ、「まちづくりの好循環」を目指して各種施策や事務事業に取り組んでまいりました。

次に、6ページをお願いいたします。「令和5年度 一般会計及び各特別会計の決算額」では、歳入・歳出決算額及びその差引額を記載しております。

小型自動車競走事業特別会計が赤字決算となり、令和6年度に繰上充用に係る予算を編成し、補填を行っておりますが、それ以外の会計は黒字決算となっております。

その下の表は、普通会計ベースで算出する経常収支比率等の5年間の推移を示したもので、令和5年度の経常収支比率は97.8%と、前年度と比較し3.2ポイント悪化しており、社会情勢や行政需要の変化に対応できる財政向上の弾力性が減少していることを示しております。

次に、7ページをお願いいたします。一般会計決算に係る主要な施策の成果説明書では、決算の状況や歳入・歳出の状況について記載をしております。

「Ⅰ 決算の状況・決算規模の推移」につきましては、令和5年度の歳入歳出差引額及びこれから翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額、ともに黒字となっております。また、地方自治法の規定により、この実質収支額のうち10億2837万3千円を、令和6年度で財政調整基金及び公共施設等整備基金に編入を行っております。

次に、「Ⅱ 歳入の状況」では、款ごとの決算額とその構成比率、前年度との比較をした表を記載しております。16款、国庫支出金、21款、繰越金、23款、市債などが減少したものの、19款、寄附金、20款、繰入金などが増加したため、全体としては約4億6千万円の増となっております。

8ページをお願いいたします。款別の主な歳入の状況では、前年度との増減額の内訳と、その説明を表の下に記載しております。そのうち、予算に占める構成割合や増減額が大きい款を中心に説明をさせていただきます。

1款 市税は歳入の約16%を占めており、前年度と比較して約2億円の増となりました。

これは、法人市民税が減少しましたが、設備投資額の増加に伴う償却資産の増により、固定資産税などが増加したことが主な要因となっております。

9 ページをお願いいたします。こちら 12 款 地方交付税は歳入の約 19% を占めており、前年度と比較しまして約 3 億 6 千万円の減となっております。臨時財政対策債を加えた実質的な普通交付税は、基準財政需要額において、令和 5 年度限りの措置である「臨時財政対策債償還基金費」の増加があったものの、単位費用や補正係数の見直しによる減少や、臨時経済対策費の減少等により約 9 千万円の減。基準財政需要額から差し引かれる基準財政収入額は、市税の増加等により約 5 億 8 千万円の増。以上の増減要素により約 6 億 7 千万円の減となりました。なお、臨時財政対策債への振替後の普通交付税は約 3 億 6 千万円減の約 149 億 7 千万円となっております。特別交付税につきましては前年度とほぼ同額の約 21 億 5 千万円が交付されております。

次に、11 ページをお願いいたします。こちら 16 款、国庫支出金は歳出に占める事業の財源となっており、歳入の約 20% を占め、事業の規模に応じて増減をしており、体育館等建設事業完了に伴う社会資本整備総合交付金の減少により、前年度と比較して約 13 億 4 千万円の減となりました。

次に、13 ページをお願いいたします。19 款、寄附金はふるさと応援寄附金の増加により、前年度と比較して約 15 億円の増となりました。

次に、20 款、繰入金の財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金は増加となり、ふるさと応援基金繰入金については、寄附金事業に必要な経費及び寄附目的に応じた事業費に活用するため、約 6 億 9 千万円の増加となっております。

次に、14 ページをお願いいたします。23 款 市債は、保育所施設整備事業、浸水対策事業及び文化会館施設整備事業などの財源として、全体で約 33 億円の借入れを実施しております。

次に、16 ページをお願いいたします。「Ⅲ 歳出の状況」では、各款ごとに前年度との比較表を記載しております。2 款、総務費、3 款、民生費などが増加したものの、7 款、商工費、10 款、教育費などの減少により、全体としては約 1 億 9 千万円の減となっております。

次に、主な歳出の状況では、歳入と同様に、款ごとに前年度との増減額の内訳とその説明を表の下に記載しております。そのうち、増減額が大きい款を中心に説明をさせていただきます。

2 款、総務費は公共施設等整備基金積立金や交流センター整備事業費などが減少したものの、ふるさと応援基金積立金やふるさと応援寄附事業費などの増加により、前年度と比較して約 11 億 2 千万円の増となっております。

次に、17 ページをお願いいたします。3 款、民生費は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業費や子育て世帯応援事業費などが減少したものの、生活応援クーポン券発行事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費などの増加により、前年度と比較して約 32 億 1 千万円の増となっております。

18 ページをお願いいたします。7 款、商工費は、周遊商業エリア連携事業費や企業立地促進補助事業費などが増加したものの、市民応援クーポン券発行事業費や地域活性化応援券発行事業費などの減少により、前年度と比較して約 5 億 1 千万円の減となりました。

次に、20 ページをお願いいたします。10 款、教育費は、体育館等建設事業費や市民公園テニスコート施設整備費などの減少により、前年度と比較して約 35 億 1 千万円の減となりました。

次に、21 ページをお願いいたします。12 款、公債費は、過去に借入れした分の償還終了などにより、前年度と比較して約 3 億 1 千万円の減となりました。

次に、22 ページをお願いいたします。こちら、「Ⅳ 主要施策の成果」につきましては、事務事業評価シートを活用し、当該事務事業に要した経費、概要及び目的、今年度の実績及び

成果と課題などを抜粋し、一般会計で95の事務事業を掲載いたしております。

119ページから、特別会計決算に係る主要施策の成果説明書を掲載しております。基本的には一般会計と同様の形式の成果説明書となっており、各特別会計のそれぞれの目的に沿った事務事業を実施し、その決算の概要を記載しております。各事業の内容の説明は省略させていただきますが、審査のご参考にしていただければと思います。

次に、139ページ以降には各種の決算資料を添付いたしております。139ページが添付資料の目次となっております。

次に、141ページをお願いいたします。こちら、地方債の現債高について、平成26年度から令和5年度末までを掲載しております。

令和5年度の普通会計の地方債現債高は前年度末より約31億5千万円減少し、特別会計では約1億6千万円減少しております。

142ページをお願いいたします。基金の現債高について、令和3年度末から令和5年度末までの状況を記載しております。積立基金の一般会計の1番上になりますが、財政調整基金の令和5年度末残高は約72億3千万円で、前年度末より約17億7千万円減少しております。その下の減債基金は約77億2千万円で、前年度末より約5億4千万円減少しております。一般会計の積立基金全体では約5億9千万円の減、特別会計を含む積立基金全体では約1億6千万円の減となっております。

次の143ページに、基金の運用状況について記載をいたしております。左の表では預金・債券・貸付金・土地の運用区分ごとの令和4年度末及び令和5年度末の現在高を記載しており、右の表には令和5年度の預金利子及び運用収入等の内訳を記載しております。収入額につきましては、大口定期預金等による預金利子が約2100万円、国債による運用収入が約1億6千万円となっております。

次に、146ページをお願いいたします。他市と比較が可能となる普通会計の決算状況及び主な財政指数等の10年間の推移を記載をいたしております。説明につきましては省略をさせていただきます。

次に、147ページをお願いいたします。別表7の健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を4つの指標で表し、財政の早期健全化や財政再生の必要性を判断するものでございます。このうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、普通会計及び市の会計全体としては赤字ではありませんでしたので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率につきましては、普通会計における地方債の元利償還金や、公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を表す指標で、令和5年度は7.1%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、普通会計の地方債残高のほか、公営事業や、一部事務組合等への負担を含めた、将来本市が負担すべき実質的な負債の程度を表す指標となっており、令和5年度は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、算定なしとなりましたので、数値の記載はございません。

その下、別表8の公営企業の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、令和5年度は全ての公営企業会計において資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。

そのほかにも資料を掲載しておりますが、説明のほうは省略させていただきますが、審査のご参考にしていただければと思います。

以上で、決算概要の説明のほうを終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、審査に入ります。最初に監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 24

再 開 10 : 25

委員会を再開いたします。

「認定第1号 令和5年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の質疑に入ります。款ごとに行います。まず、第1款、議会費及び第2款、総務費について、77ページから104ページまでの質疑を許します。なお、質疑をされる際には、事項別明細書のページ数と費目、質疑事項を示して質疑をされますようお願いいたします。

まず、質疑事項一覧表に記載されています79ページ、総務管理費、一般管理費、業務改善・DX人材育成事業について、藤間委員の質疑を許します。

○藤間委員

行政経験が20年、30年ある方に対して、議員歴が1年、2年の人間がいろいろ指摘するというのは、何だか不思議な気がしますし、非常に緊張で胃が痛い。これは冗談ではなくでございます。この不思議な場をより有意義にする方法というのが生まれつつあるかと思っております。それが今回の質問でも出てきます、EBPMあるいは生成AIでございます。

EBPMは皆様、既に研修を受けていらっしゃるかと思いますが、「エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング」ですかね、数値に基づいて政策をつくっていくという技法でございます。今、私どもが頂いている資料というのは、様々な項目、様々な予算が羅列してどーんと載っておりますが、このEBPMが進んでいけば、この政策というのが、これだけ費用がかかってこんな効果があった、すなわち、費用対効果というのが出てくる、出すべきだという発想でございますので、もしかすると5年後、10年後におきましては、我々に出てくる資料については、いろんな予算の羅列というよりは、どの政策にどんな効果があって、どういう失敗があって、そういったものが出てきて、より予算審議が充実するような未来が来るような気がいたします。

もう1個につきましては生成AIでございますね。やはり、200ページの資料をぼんと頂くと、人間はなかなか処理できる情報数というのは限られてしまいますが、これに生成AIが使えますと、この飯塚市の予算というのを近隣市10市と比べた時の問題点が出たりとか、そういった人間の考えを補助するツールというのが色々出てきておりますので、そうすると、百戦錬磨の行政歴の皆様に対して、しっかりとした議論ができるようなツールが増えていく未来があるのではないかなと思っております。

前置きはこの程度にいたしまして、今回、業務改善・DX人材育成事業につきまして、昨年度実施された研修の主な内容とか、講師、参加者について説明をお願いできればと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 29

再 開 10 : 29

委員会を再開いたします。

○藤間委員

人材育成事業についての資料を要求させていただければと思います。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま藤間委員から要求がっております資料は、提出できますでしょうか。

○業務改善・DX推進課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま藤間委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができました。サイドブックに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

○藤間委員

資料のご提出ありがとうございます。こちら、業務改善・DX人材育成事業について、昨年度実施されました研修の主な内容、講師、参加者についてご説明をお願いいたします。

○業務改善・DX推進課長

それでは、提出をいたしました資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。

令和5年度に実施いたしました職員研修につきましては、資料の上段に記載をいたしております。No. 1につきましては、株式会社リンクトブレインの清水氏、増渕氏をお招きいたしまして、DX推進を牽引するリーダーとなる人材育成を目的といたしまして、UI/UXの考え方や、サービスデザイン思考等について、全6回、各回それぞれテーマを設定いたしまして、若手職員19名を対象に実施いたしております。

No. 2のEBPM研修につきましては、九州経済産業局の島田氏を講師にお迎えいたしまして、地域経済分析システム「RESAS」を活用したEBPMの基本的な考え方等を学ぶことを目的に、係長昇進3年目程度の職員を対象に開催いたしております。なお、本事業につきましては、嘉麻市、桂川町との2市1町の合同研修として実施をいたしております。本市からは50名の職員が参加をいたしております。

No. 3からNo. 6につきましては、マインドセットに関連する研修となりますが、このうち、決算に関わるものといたしまして、No. 3のファンクショナルアプローチ研修、No. 5のDXマインドセット研修がございます。

No. 3の内容といたしましては、誰のために、何のためにという視点を持ち、先入観に捉われず持続的に改善を実践するファンクショナルアプローチの概要について、株式会社ファンクショナルアプローチ研究所の横田氏を講師としてお招きをいたしまして、課長、課長補佐級職員52名を対象に実施いたしております。

No. 5につきましては、行政のミッション、ビジョンの具現化に向けた「要求・要件定義の考え方」を様々なプロセスに応用できる人材の育成を目的といたしまして、福島県磐梯町最高デジタル責任者であり、本市の行政経営戦略推進審議会の委員でもございます菅原氏をお招きいたしまして、課長補佐級職員52名を対象に開催いたしております。

また、No. 4及びNo. 6につきましては、総務省の地域情報化アドバイザー派遣制度やノーコード宣言シティープログラム等を活用いたしまして、予算を伴わず開催いたしましたものでございます。

いずれも、職員のマインドセットを目的として開催いたしております。以上でございます。

○藤間委員

個人的にはすばらしい内容だなと思いつつ聞かせていただきました。あとは、どうやって勉強内容を生かすかというところがポイントだと思っております。例えば、去年、飯塚市の公式LINEで意見を募集するようなLINEをいただきました。そのときに、意見募集のリンクをクリックすると、フォーマットがパソコンではないと打ちづらいようなフォーマットもございました。皆さんは携帯でLINEを使っているので、入力先がパソコンだとすごく使いづらい。これは研修で習われたUI/UXの考えからしたら失敗なんじゃないかなと。こういっ

たところで学んだことを業務に生かすにはどうするのかという問題も、ぜひ積極的にご検討いただければと思っております。

では、どうしたらいいのかと考えますと、やはり新しいツールですとか、新しい技術が出てくる速度というのが加速的に増えていく社会でございますので、これはもっと端的に言えば、上司が知らないことを部下が知っているという時代になっております。そういったときにはぜひ、課長職とか、実務をやっている方には、新しい知識を学んでいただくと同時に、それを上司の方がご検討いただくというのが必要なんじゃないかなと。そうすると、限られた研修予算を効果に対して発揮できるのではないかと思っております。

次に、資料下段に「eラーニング」の内容も記載されておりますが、職員研修と同様に、その内容について、お尋ねいたします。

○業務改善・DX推進課長

「eラーニング」の内容につきましては、業務改善やDX推進を牽引する能力の養成を目的といたしまして、オンライン動画学習プラットフォームでございます「Udemy Business」を使用いたしまして、若手職員や人事課、DX推進課職員20名を対象にいたしまして、全17メニュー、約48時間ありますけれども、そのコース及び各自受講したいメニューの動画をパソコンやスマートフォン等で視聴するという形式で実施をいたしましたものでございます。

○藤間委員

もちろんこれは決算額を見ますと、66万6千円ということかと思えます。パッと受け止めで言うと、20人が動画を見て66万6千円というのは高いという感覚もあれば、一方で、これは一般の企業であれば、やはり一人の人を研修に送り込むと一日50万円とかしたりしますので、今後、飯塚市の様々な予算が将来的に減っていく中で、一定、この検証を続けるべきかという議論が内部でなされるものかと思えますが、やはりその市の組織として、何百億円の予算を預かる組織として、いわゆる知識ですとか、勉強をすることで、効率的に予算を扱えることもあるかと思えます。これは一般企業であれば、一般企業は完全に営利なので、どういう検証をすれば、どういうふうにもうかるかみたいなものをずっと研究し続けてきた組織でございますので、市の職員の研修に関しても、一般企業とかそういったところをベンチマークとしつつ、ぜひ、職員の方の研さん等に、投資いただければと思っております。

そういった中で、令和5年度に実施された研修の内容を、今、お伺いしましたが、今後の方向性としまして、昨年度の研修の実績や評価を踏まえて、どのような研修を検討されているのかお尋ねいたします。

○業務改善・DX推進課長

昨年度の研修内容に基づきまして、本年度はEBPMやマインドセットに関する研修を引き続き実施するとともに、ノーコードツール「Kintone」について、アプリの作成から活用に係る内容を全5回の研修として実施をしているところでございます。

また、来年度以降の研修につきましても、これまでに開催をいたしました研修におけるアンケート結果等を参考としながら、継続性を持った形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○藤間委員

予算と効果という観点から見ますと、こういった研修に幾らかかったからこんな成果が出ましたという見やすさも一定大事だと思っております、これまでおっしゃっていただいた研修内容は非常に重要だと思いつつも、やはり基礎的なところ、すなわち、普段の業務により生かしやすいような研修も大事かと思えます。例えば、パワーポイントを活用したデザイン研修とか、生成AIの効果的な利用方法とか、そういった基礎的なところも重要ではないかと思えます。

例えば、各課が様々な補助金とか市民へのお知らせとか制度のチラシをつくっておりますが、非常にこれはプロが作ったんじゃないかと思うようなチラシをつくる課もあれば、ちょっとこれは30年前の国の官僚がつくったような文字の羅列だなという資料もあつたりしまして、やはりデザインとか業務に密接するような研修にも予算を張ることが重要なのではないかと思います。あるいは基礎的な研修ですね。この点はいかがお考えでしょうか。

○業務改善・DX推進課長

委員もご指摘のとおり、これまでに実施いたしました研修よりも、さらに基礎的な研修が必要ではないかといった意見も職員から上がってきております。本事業とは別の事業で情報管理課が実施した事業になりますけども、埼玉県三芳町の元職員で、現在はPRDESIGN JAPAN株式会社の佐久間氏をお招きをいたしまして、「伝える／伝わる研修」という広報研修を開催した結果、職員からは好評を得ているところでございます。

このような事例も参考にしながら、デジタル人材、DX人材の育成に向けまして、現在の研修に基礎的な研修も併せまして、それぞれの内容を体系的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○藤間委員

基礎的な研修が必要ではないかというご回答がございましたが、おっしゃるとおり、勉強内容を拝見しますと、今後の飯塚市役所の業務改善やDX人材の育成に関して必要なことであるという点は理解させていただいております。ただ一方で、未来を先取りし過ぎている点もございまして、ぜひ、日常で使う業務においても、役に立つ研修を入れていくというのが大事なことだと思います。

こういった研修については、一義的には、お金が出てというコストになりますが、業務の効率化を進めていけば、残業が減ったりとか、本来外注していた業務が中でできたりとか、支出のみではない効果もございまして、市職員の皆様の研修については、何を幾らでやるのかについては、ぜひ、トップダウン、市の幹部の方を含めてご検討いただければと思っております。

最後に、これはここ数日感じたところではあるんですけども、法律に関する研修とか知見に関しても重要だと思ふところがありまして、行政に求められる業務が多岐にわたり高度化する中で、ほかの組織とかほかの自治体とか、そういった様々な協働がある中で、正しく契約をつくる能力というのも非常に重要だと思っております。先ほどおっしゃっていただいた基礎的な研修ですね。もちろん、未来の技術というのを勉強しつつも、目の前の業務、デザインとか、法律とか、そういった基礎的な研修についても、ぜひ、充実いただければと思っております。決算委員会というところで、金額の話ではございますが、コストカットの要請が、もしかしたら5年、10年で強まってくる中で、やはり、市の職員、特に若手の方に関しては、未来への投資と思つて予算を確保していただければと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

同じく79ページ、総務管理費、一般管理費、行財政改革推進事業費について、石川委員の質問を許します。

○石川委員

79ページ、総務管理費、一般管理費の行財政改革推進事業費について、業務改善やDX推進の成果と課題についてお尋ねします。

決算額2648万7936円の行財政改革推進事業費において、業務改善やDXの推進など、様々な事業に取り組まれています。主な事業内容及び決算額をお尋ねします。

○業務改善・DX推進課長

行財政改革推進事業費の主な事業についてご説明をさせていただきます。

まず、行政経営戦略策定支援委託料につきましては、飯塚市第二次行財政改革大綱に続き、

新たに策定をいたしました飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランの策定支援の委託料でございます。決算額は1645万9千円となっております。

また、行政経営戦略実行支援委託料につきましては、行政経営戦略推進プランのうち、先行的に取り組む事例についての実行支援の委託料でございます。決算額は238万1250円となっております。

続きまして、会議録作成支援システム使用料につきましては、会議録作成の負担を軽減するためのAIを活用した文字起こしシステムの使用料でございます。決算額は118万8千円となっております。

ノーコードアプリケーション作成システム利用料につきましては、ソースコード、いわゆるプログラムの記述が不要で、専門知識がなくても簡単に開発が可能なノーコードアプリを活用し、業務改善につなげるためのシステム利用料で、決算額は56万8700円となっております。

また、業務改善・DX人材育成事業といたしまして、デジタル人材育成研修講師謝礼金として164万200円、DX関連のフェア参加及び先進地視察の普通旅費といたしまして143万8507円、eラーニングシステム利用料といたしまして66万5500円等となっております。

○石川委員

ただいま答弁された行財政推進事業の主な事業について、それぞれの成果と課題、また、それを踏まえた今後の展望についてはどのようにお考えでしょうか。

○業務改善・DX推進課長

行政経営戦略策定支援委託料につきましては、各課ヒアリングによる課題の抽出や整理、先進事例の調査・集約を行い、外部の有識者で構成いたします行政経営戦略推進審議会の資料提供やアイデア出し、会議録作成支援などを行うことで、新たなビジョン・プランの策定に貢献をいたしましたところでございます。

また、行政経営戦略実行支援委託料につきましては、プランに掲げる具体的取組を先行的に実施する事例といたしまして、担当課の現状課題をヒアリングするとともに、受託事業者のノウハウを活用いたしまして、国の関連通知や先進事例の調査・集約や課題の整理を行い、課題解決や計画素案の策定に貢献いたしましたものでございます。

なお、今後の課題というところでございます。策定した行政経営戦略推進ビジョン・プランの実効性をいかに担保するのかというところに尽きるところでございます。今後は、今回の委託事業で蓄積した実行支援のノウハウを生かしまして、プランの進捗状況を把握・管理するとともに、進行に課題がある場合には、先ほどの審議会のご意見も頂きながら、課題を分析するなど、プランの着実な実施に努めていきたいと考えているところでございます。

また、業務改善に資する具体的な事業の成果についてでございますが、会議録作成支援システムにつきましては、録音しながら文字起こしができ、操作性も高いといったこともございまして、利用する部署も増加傾向にございます。ただし、同様のシステムを他部署でも導入していることから、統合に向けた検討というものが課題となっております。

次に、ノーコードアプリケーション作成システムにつきましては、昨年度、令和5年度につきましては、「Platio」というシステムを用いて実証事業に取り組んだところでございますけれども、同アプリにつきましては、民間企業の現場DXのほうに強みがございます関係で、本市での活用が限定的というところがございます。本年度につきましては、行政での実用事例が多い「kintone」に切り替えて、実施をしているところでございます。

業務改善・DX人材事業につきましては、研修に関する内容は先ほどご答弁をいたしましたとおりでございますが、DX関連のフェアや先進自治体への視察等に関しましては、収集した情報や事例を庁内に広く共有をいたしまして、本市のDX推進につなげているところでござい

ます。

また、ご質問いただきました行財政改革推進事業とは別になりますけれども、証明書発行手数料などの支払いにおけるキャッシュレス決済について、市民課、税務課及び各支所市民窓口課において、令和6年3月から開始をいたしまして、利便性の向上とともに、集計業務の改善にもつながったところでございます。今後は、キャッシュレス決済が利用可能なシーンを増やしてまいりたいと考えております。

最後に、成果と課題を踏まえた今後の展望というところでございますが、先ほどご説明いたしました事業にもありましたが、行政経営戦略推進ビジョン・プランの推進に当たりましては、その都度、課題が出てまいります。その課題を分析し、誰のために、何のためにそれが必要なかを常に意識して課題を解決し、着実に改善・改革を実行してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○石川委員

よろしく申し上げます。

市民の方には、字を書くことが苦手な方がいらっしゃいます。市役所の手続に来られて、1枚1枚書類に記入するのに気を使うこともあって、本当に大変で、手続に来られるのがおっくうだと言われます。「行政の手続はそんなものだ」、「当たり前だ」と言われるかもしれません。ですが、先ほど質問して答弁をいただきました事業の中の飯塚市行政経営戦略推進ビジョンの中には、「『当たり前』を疑え!」と記載があります。それは、「行政サービスや事務事業について、その目的や手法、サービスや事務事業そのものも含めて、『当たり前』という感覚で進めるのではなく、『本当に必要なことか』『ムダはないか』『事業をやめる、減らす、変えることはできないか』という視点で取り組みます」という記載があるんですね。またその課題として、「DXの必要性」、「働き方改革の更なる推進」、「健全な財政運営」とあり、こちらの課題の分析解決も期待されます。ぜひ、行政サービスの向上、市民満足度の向上、市職員のやりがい向上の好循環をこのビジョンで生み出してください。

部署を横断して一体的に取り組む、横断的な視点で対応する体制を構築する旗振り役として積極的に取り組んでいただいて、着実に課題の改善・改革の実行をお願いいたします。以上です。よろしく申し上げます。

○委員長

次に、83ページ、総務管理費、財産管理費、清掃等管理委託料について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうからは、83ページ、総務管理費、財産管理費、清掃等管理委託料について何点かご質問させていただきます。

まず1点目が、清掃等の管理委託料についてですけれども、本庁を含めて庁舎は5か所ありますけれども、その内訳について、まずお尋ねしたいと思います。

○総務課長

清掃等管理委託料の内訳ということでございます。まず本庁舎分が4721万2千円、穂波庁舎分が2244万円、筑穂庁舎分が971万1711円、庄内庁舎分が670万5529円、潁田庁舎分が647万741円となっております。

○田中武春委員

今、5か所の庁舎の清掃管理の委託料とのことで説明がありました。

次に、この本庁舎における業務委託の主な内容について、お尋ねいたします。

○総務課長

本庁舎の委託業務の内容といたしましては、庁舎清掃業務、また、庁舎の設備管理業務、また、開庁日の時間外及び閉庁日の宿日直業務、大きく分けてこの3つでございます。

○田中武春委員

清掃等の管理業務として、主に庁舎の清掃業務と庁舎の設備管理業務と宿日直業務という大きく分ければ3つの業務を委託しているということですが、それぞれの業務の具体的な内容について、お尋ねいたします。

○総務課長

まず、庁舎の清掃業務につきましては、日常清掃といたしまして、開庁日における室内・屋外清掃をはじめ、トイレの清掃、また、年2回の定期清掃といたしまして床面洗浄やワックス塗布、年1回の窓ガラス清掃等を行っております。

庁舎の設備管理業務につきましては、電気や空調機器等の日常管理や運転監視をはじめとしまして、空調機器の点検等も行っております。

また、宿日直業務につきましては、閉庁時の戸籍の届出に関する業務をはじめ、電話対応、また、庁内各所の巡回、施錠及び開錠等を行うというようなことになっております。

○田中武春委員

業務内容については分かりましたが、それでは、委託契約の概要について、お示しをいただけるでしょうか。

○総務課長

本庁舎清掃等管理業務委託の契約につきましては、5年間の長期継続契約となっております。現行の契約の履行期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までというふうになっております。

○田中武春委員

当該の委託業務の内容を伺っておりますと、閉庁時における市民からの死亡届や婚姻届等、それから戸籍の届出に関する業務も行ったり、市民の皆様からのいろいろな問合せ等に対応しており、よく見てみると、多くの市民の個人情報を扱っているというふうに感じております。業務に当たり、知り得た市民の個人情報を漏らしてはならないことは当然のことですので、ぜひ、委託業務において、そういった個人情報保護法の徹底を図るための必要な措置を講じていただいて、個人情報の適正な管理のための万全な体制を要求して、私からの質問を終わりたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:59

再 開 11:08

委員会を再開いたします。

87ページ、総務管理費、企画費、ふるさと応援寄附金事業について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

私のほうから総務管理費、企画費、ふるさと応援寄附事業費についてお伺いをいたします。飯塚市においても、ホームページ上ですけれども、平成20年度からずっと、寄附額、寄附の件数等が記入されておりますけれども、当初は194万円の寄附ということで、ふるさと納税か、というような金額になっておりましたが、近年やはり100億円を超えるということで、やはり返礼品等、すごくご苦労いただいているんだろうというふうに思います。

最初に、随分前ですけれども、質問させていただいたときには、担当も2人ぐらいでされていた時代もあったのではないかと思います。そこで、今、担当の方も増えているんだろうというふうに思いますけれども、近年、ずっと総務省のほうがいろんな形で基準を変更しておりますので、そここのところをお伺いしたいと思います。

ふるさと納税で返礼品を提供するためには、総務省が定めている基準を満たしていることが

要件となると思います。この基準への対応について何点か伺います。

まず、寄附金の受領に伴い、提供する返礼品については、寄附金額の3割以下というふうに定めていると思いますが、本市においては、3割以下の金額になっているのかどうか、お尋ねいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

本市が提供する返礼品の返礼品率につきましては、総務省の定めのとおり、受領する寄附金額の3割以下と設定をしております、基準に沿った運営をしております。

○奥山委員

引き続き、よろしくお願いいたします。

次に、これもニュース等でも載ったことがありますけれども、地場産品以外を返礼品としている自治体がありましたけれども、この地場産品の基準については、本市はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

地場産品基準につきましては、区域内で生産された物や、区域内において製造・加工の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応な付加価値が生じている物であること等がございませぬ。事業者への聞き取り等を適切に行い、基準にのっとり取扱いを行っております。

○奥山委員

今言われたように、主要な部分を本市でやっていると。ここは難しいのかもしれませんが、しっかりやっていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、ふるさと納税の募集に要した費用、これが近年問題になっておりましたけれども、これは、経費について、国が定める基準である50%以下を確保するということですか。基準である50%以下に抑えられているかどうか、お尋ねいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

昨年10月1日から、ふるさと納税の募集に係る全ての経費を寄附受入額の50%以下とする基準改正が行われました。令和4年度の実績で申しますと、全体経費は65%となっており、この経費を50%以下に削減する必要があることから、寄附単価を原則1.5倍に改定したところでございます。寄附単価の増額改定を行ったことにより、現在、経費は50%以内に抑えています。

○奥山委員

やはりかなり高い率での経費が使われていたということで、国のほうで定めがありますので、今後ともこれを抑えられるようにお願いいたします。

次に、寄附単価1.5倍というお話がありましたけれども、これは全ての商品の返礼品がその対象なのか。全てでない場合は、何品目が値上げとなったのか。また、どのような影響が生じているのか、お尋ねいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

全ての返礼品の寄附金額を改定したわけではございませんが、880ある返礼品のうち8割弱の690の返礼品の寄附額を1.5倍に改定をしております。その結果、月ごとでございますと、4月の寄附金額は対前年比で72.2%、寄附件数は43.4%。5月につきましては、寄附金額が前年比57.4%、寄附件数35.1%。6月の寄附金額は、前年同月比88.4%、寄附件数53.4%。7月の寄附金額は、前年同月比48.2%、寄附件数29%。8月の寄附金額につきましては、前年同月比で42.4%、寄附件数は25%と、大幅な寄附金の減少となっております。

今年度につきましては、この8月までの実績からも分かりますように、昨年と比較すると大幅に減少することが予測できるところでございますが、今後、少しでも減少幅を縮小すべく、さらなる周知広報活動を進めてまいりたいと考えております。

○奥山委員

今、伺いますと、かなり寄附件数、寄附額が減っております。私もポータルサイトを見たら、商品名は言いませんけれども、一番売上げのあるところが、1万円ぐらいたったのが1万5千円になっておりました。1万円で20個の返礼品があったんですけども、それが1万5千円で20個、何かえらい高くなったなという感覚があって、消費者の方、また納税をされる方は、質よりも量というところが、2千円の手数料だけでどのくらいの量に来るかなというところがやはり大きな目玉でもあろうかと思えます。全ての品目が1.5倍になったわけではありませんけれども、今後、いろんな工夫をしていただいて、6年度も半分過ぎましたけども、34億円という大きな財源になっておりますし、使い方にしてもまちづくりの推進のためとか、それから、福祉等に使ってくれということで、飯塚市外の方がこういうふうな使い道をしてくださいと期待していただいておりますので、しっかり財源として確保できるように、どうぞよろしくお願いたします。以上で終わります。

○委員長

同じく87ページ、総務管理費、企画費、ふるさと応援寄附事業について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうからも、ふるさと応援寄附事業についてご質問しますが、先ほど、返礼品の現状につきましては、同僚委員より質問がっておりますので、私のほうからは2点目の広告料についてお尋ねしたいと思います。

まず、令和5年度の広告料の内容についてですが、どのような広告を行っているのでしょうか、お答えください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

広告料の主なものといたしましては、ふるさと納税のポータルサイト内での特集ページの掲載、新聞の折り込みチラシ、広告プロモーション戦略策定・実施といったコンサル費、SNSへの投稿、動画作成の運用代行等を行っております。

○田中武春委員

分かりました。様々な広告の宣伝を行っているようですが、そのうち、近年になって取り入れた広告等はあるのでしょうか、お示ください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

令和4年度よりSNSの運用を開始いたしまして、令和5年度には動画作成の本数を増やして投稿を行っております。現在のインスタグラムのフォロワー数は約1万2千人、LINEの登録者数は1万4千人となっており、本市のふるさと納税の周知の一端を担っているものと考えております。

○田中武春委員

広告の宣伝について一定の工夫をされているようですが、その寄附額はこれをやることによってどのように推移をしているのでしょうか、お答えください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

寄附額につきましては、令和3年度が65億6398万1400円。令和4年度は90億8571万1100円で、対前年比138.4%となっております。令和5年度につきましては、105億1272万7800円で、対前年比115.7%となっております。

○田中武春委員

寄附額は年々、少しずつではありますが増加しており、大変喜ばしいことと思えます。

寄附金額の増加について、この広告宣伝以外にも何か取り組んでいることがありましたらお示ください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

広告以外の取組につきましてでございますが、各ポータルサイト主催のリアルイベントへの参加、福岡県人会、高校の同窓会への参加や、パンフレットの配布等を行いまして、特に人口の多い都市圏を中心に周知・広報活動を進めているところでございます。

○田中武春委員

広告宣伝については、周知活動等にも力を入れているようですけれども、寄附額の増加への効果はどのように出ているのでしょうか、お示してください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

広告のどれがどのように効果があったのかにつきましては、現在、多様な広告宣伝を行っており、複層的に関係しておりますので、広告宣伝のみの効果額というのは算定のほうはできておりませんが、寄附を検討される際に、本市の返礼品を選んでいただける機会を多く提供することで、寄附につながっているというふうに考えております。

○田中武春委員

飯塚市外の方が寄附を検討するときは、どのような返礼品があるのか興味があります。広告宣伝を行うことで、私も、一定の効果はあるものというふうに考えております。引き続き、分かりやすい、そして興味を持ってもらえるような広告の取組を要望いたしまして、質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

次に88ページ、総務管理費、地域振興費、コミュニティバス等運行事業について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

コミュニティバス等運行事業についてお伺いをいたします。私が、最初、9年前にも、この買物であるとか、コミュニティバスの一般質問をさせていただきました。それ以降も何度か伺ったことがありますけれども、今回、また伺います。よろしくお願ひいたします。

現在、コミュニティ交通については、令和4年度から今年度までの3年間で1つのスパンとして運行が実施されております。

その中でエリアワゴンにつきましては、まちづくり協議会の買い物ワゴンを引き継ぐ形で、現在の運行スパンにおいて、新規交通機関として運行が行われております。エリアワゴンにつきましては、地区内の身近な移動手段として、市内10地区で運行してございまして、停留所の設置状況や運行ダイヤ等を見ましても、各地区のかなりの地域の実情に合った形で運行が実施されているようです。また、地域住民にとっても有意義で、関心の高い交通機関となっていると思います。

そういうことで、まずはエリアワゴンの現在の状況についてお聞かせいただきたいと思いますが、運行実績として、市全体の利用状況として、例えば、市全体の利用者数の令和4年度以降の推移はどのようになっているのか。また、各地区の利用状況については、各地区で運行日数や便数等が異なっておりますので、状況把握をしやすいように、例えば、1日平均の利用者数はどのようになっているのか、お聞かせください。

○地域公共交通対策課長

令和4年度以降の本市全体のエリアワゴンの利用者数につきましては、令和4年度が3万1313人、令和5年度が3万4841人で前年度比3528人、11.27%の増加となっております。今年度は7月までの4か月間、3分の1年度の状況ですが、利用者数は1万2846人で前年度合計の36.87%、前年度の同時期比では10.16%の増加となっており、年々増加している状況でございます。

次に、令和5年度の各地区の1日平均利用者数につきましては、飯塚東地区16.6人、庄内地区9.9人、筑穂地区19.2人、鎮西地区16.7人、二瀬地区27.1人、幸袋地区17.7人、鯉田地区9.7人、穎田地区19.0人、穂波地区17.1人、菰田地区8.

4人で、市全体では161.4人となっております。

○奥山委員

年間を通しては増加ということですが、1日当たりになると、多いのか少ないのか、議論は別ですけども、もう少し乗っていただきたいなという気がします。というのも、地域の方から、バスを見てあまり乗っていないということを多く言われておりますので、もっと使っていただけるような工夫が必要かなというふうに思います。

次に、現在、担当部署において来年度から令和9年度までの3年間の次期運行計画を策定するために検討が進められているというふうに思います。今年度中に運行計画を決定し、来年4月から新たな運行計画に基づいて、エリアワゴンをはじめとする各種コミュニティ交通の運行が行われるわけですが、運行を開始してまだ日が浅いエリアワゴンについては、これまでの運行において様々な課題や住民等からのご要望もあったと思います。

そこで、現在まだ検討段階だとは思いますが、エリアワゴンに関する課題や問題点をどのように捉えておられるのか。また、それに対してどのように対応、改善を図っていかれるのか、考えがあれば、お願いいたします。

○地域公共交通対策課長

現在、来年度からの新たな交通計画を策定するために検討を進めているところでございます。

エリアワゴンにつきましては、令和4年度からの運行を開始しておりますが、具体的な課題等につきましては、その運行状況や利用状況を見ますと、利用者数が非常に少ない停留所があり、そのために、利用者が少ない区間が長くなっているなどの運行効率がよくない路線があること。地区内で、午前中だけ運行する地域グループと、午後だけ運行する地域グループというように、利用時間帯が限定、固定化している地区や、週ごとに午前と午後のダイヤが入れ替わる地区があるなど、路線編成自体に課題がある地区があります。また、利用者からは運行ダイヤの変更や便数の増便等の要望が多いことなどの課題等がございます。

このような課題等を踏まえまして、今後の運行計画の改善につきましては、実際の利用状況に基づきまして、利用実態に合わせた、より効果的・効率的な運行内容への改善・見直しを行うという方向性で取り組んでまいりたいと考えております。現時点では、詳細はまだ定まっておりますけれども、市全体におきましては、利用者数の少ない停留所につきましてはその存在について再検討をするとともに、運行ダイヤや運行ルートの変更等を行うこと。また、地区によっては、路線の再編成などを行いまして、より利便性の高い交通機関になるように検討を進めているところでございます。

○奥山委員

次年度に向けて、5年度の課題を踏まえて、利用実態に合わせた、それからまた、停留所について検討いただいていると思いますが、利用実態というか、利用できていない方が何でできていないのかということを深掘りできれば、それが一番かなというふうに思います。それと私たちも、以前、富山県のほうに視察に行ったときに、富山県のほうはまちの中心部に、かなりいろんな地域から地域の方が寄って来れるような交通体系になっておりました。私も初めて行かせていただきましたけれども、同僚議員も過去に質問されましたけれども、カラーリングですね、隣のまちでは赤いバスが走っており、すぐ分かる。今日も走っているね、さっき走っていたねとかいうのが、すぐ分かるようなカラーリングを、業者さんをお願いできないか。ペンキで塗るのではなくて今、ラップといいますか、シール式のようなものもありますので、安価にできるのではないかなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

それと、過去に一般質問で行いましたけれども、乗るときはやはり停留所は必要だろうというふうに思いますけれども、降りるときは自由にできる地域も、長崎県でしたか、どこかありますので、国交省等との折衝があると思いますけれども、ぜひ検討いただいて、どこでも降りられますよというようなことも、次年度に向けて、ぜひ検討いただけるというふうに思いますので、

よろしくお願いたします。以上で終わります。

○委員長

次に、90ページ、総務管理費、地域振興費、スマートフォン教室委託料について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

90ページ、総務管理費、地域振興費、スマートフォン教室委託料について質問いたします。スマートフォン教室委託料、決算額584万6500円ということですが、スマートフォン教室について目的や対象者、参加者数、開催実績等をお尋ねします。

○業務改善・DX推進課長

スマートフォン教室につきましては、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現に向け、デジタルの活用に不安のある高齢者等に対しまして、スマートフォンの操作方法に関し、講座と相談会を組み合わせ開催をいたしましたものでございます。開催期間は令和5年8月から令和6年3月、開催場所を12交流センター及びゆめタウン飯塚のゆめホールといたしまして、合計で51回開催をいたしまして、参加者は641名でございました。

各教室において、ご参加をいただきました方にアンケートを実施いたしましたが、教室に対する満足度につきまして約87%の方が満足と回答され、また、内容に対する評価につきましては、約81%の方から非常にためになった、新しい知識が身についた、楽しかったといった肯定的な感想をいただいたところでございます。

○石川委員

参加者は51回で641名、満足度は87%の方が満足と回答されたという実績をお答えいただきましたが、その中で何か課題等はありませんでしょうか。

○業務改善・DX推進課長

参加者からのアンケートにおきまして、専門用語が分からないといったご意見が多く寄せられておりまして、この結果を踏まえまして、本年度は専門用語の説明等を増やしたテキストを使用し、より理解を深めていただくようにいたしているところでございます。

また、昨年度はインターネット検索を中級編のメニューとしておりましたが、アンケートによりますと、初級編を受講された方からも、インターネット検索を希望される方も多数おられたことから、本年度からは初級編のメニューに変えて開催をいたしております。併せてスマホ決済につきましては、昨年度のメニューには加えておりませんでした。受講を希望される方も多かったことに加えまして、本市でもキャッシュレス決済を開始したことを踏まえまして、本年度は初級編のメニューに新規で追加をいたしておるところでございます。

さらに、スマートフォン教室への予約申込み専用のコールセンターにつきまして、昨年度は4名体制で対応したところ、市報等で教室の案内をした後に申込みが重なりまして、電話がつながりづらいというような事案も発生しておりまして、本年度からは7名体制に増員するといったような対応をしたところでございます。

○石川委員

参加される方が多く、参加された方の満足度も高い事業だということですが、スマートフォン教室の今後の展望等を検討されているものはありますでしょうか。

○業務改善・DX推進課長

昨年度の実績や課題等を踏まえまして、本年度も8月下旬より12交流センター及びゆめタウン飯塚にて順次開催をいたしておりますが、開始して間もないため、アンケート結果等がまだ上がってきていない状況でございます。

今後の展望というところでございますが、本年度の開催実績の状況も注視してまいりますとともに、他課の事業や民間事業者の社会貢献事業等、本事業の内容と類似をしているものも多数ございますことから、本市として本事業の在り方をどのように整理をしていくのかということ

ころも含めまして、検討をしてみたいというふうを考えているところでございます。

○石川委員

今、アンケート結果は、今年度は上がってきていないという状況だということですが、今上げられました課題や相談のほかに、相談会の中でなど情報のモラルやリテラシーなどの相談はありましたでしょうか。

○業務改善・DX推進課長

はい、ございました。

○石川委員

一昔前は情報の流通の範囲は限られていて、一方通行であったり、情報を発信しているのも少数でした。ですが、現在は情報の流通は無制限で、一方通行だったのが双方向になり、情報の発信元は様々です。誰もがデジタル化の恩恵を受けられるようにと言われますとおり、目まぐるしく進化する新しい技術や価値観に対応する能力を世代にかかわらず、誰もが身につける必要がありますし、誰もがメリットだけでなくデメリットも理解して利活用できればと思います。市の他課の事業や民間事業者の社会貢献事業等、本事業の内容と類似している様々な事業を整理していただいて、さらなる行政サービスの向上を期待します。以上です。

○委員長

次に、91ページ、総務管理費、電算管理費、RPA活用型業務効率実証事業について、藤間委員の質疑を許します。

○藤間委員

まずは、令和5年度に実施されましたRPAにおいて、自動化した業務とその概要を教えてください。

○情報管理課長

令和5年度に実施しました業務としましては3つございます。

1つ目は、軽自動車税申告書の廃車・登録の入力業務でございます。作業内容を簡単に説明させていただきます。この業務につきましては、軽自動車協会より電子データで届いた新規登録や廃車に関する情報を、税システムに入力する作業となります。

2つ目は、確定申告会場受付の状況をホームページに掲載する業務であります。これにつきましては、毎年2月16日から3月15日まで、本庁、各支所で行っている確定申告の受付状況をホームページへ掲載する作業となっております。

3つ目、最後ですけれども、庁内情報伝達業務といたしまして、これにつきましては、情報管理課が把握しています各職員のIDやパスワードを庁内メール機能により個別に連絡する作業となっております。

なお、RPAと言いますのは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略でありまして、人間がパソコンを使って繰り返し行っている作業ですね、先ほど言いましたような作業を、専用のソフトを用いて自動的に、そして機械的に行わせることで、データとシステムをつなぐものとなっております。

○藤間委員

業務効率化という性質上、担当課のみならず全ての課に影響する事業でございますので、ぜひ聞いていただけるとうれしいです。よろしく願いいたします。

RPA、先ほどご説明がありましたロボティック・プロセス・オートメーションといたしまして、何だか魔法の杖のような格好いい名前がついておりますが、RPAは非常に地味なものでございます。この地味というのは担当課には伝わるとは思いますが、なかなか普段触れていない方には伝わりにくいので、ぜひ説明させてください。

例えばですけれども、RPAによって10時間の業務の効率化がなされましたと言うと、一般的には人が10時間かけてやっていた仕事が自動化されて、10時間仕事が減っていました、

人間が10時間の労働から解放されたというイメージを持つかもしれませんが、実際は少し異なります。

ちょっとこれを例で考えてみますと、例えば皆様、毎日、会議の議事録を書くような方もいるかと思います。議事録を書いた後に、参加者名簿から参加者の名前をコピーして、議事録に貼り付けてメールで送るといった業務をイメージしていただきたいんですけども、このRPAがやっていける作業というのは、コピーとメールの送信の部分だけでございます。すなわち、今まで皆様が名簿から15人ぐらいの名前をコピーしたりして、手でやって送るといって、これを機械が自動的にやってくれる。これがRPAでございまして、実際の仕事としては、一生懸命20分ぐらいかけて議事録を書いて、そのあとにRPAを起動すると、自動的にみんなにメールを送っていただくと。ただ、このRPAが動いている時間で自分のパソコンは使えませんが、この3分間でちょっとお手洗に行ったりとか、新聞を読めたりとか、そういった自由な時間を使うことができる。ただ、この3分間というのが積み重なって行って、10時間になるというような、これがRPAの効率化でございます。もちろん、人間の数時間の事業を一気に効率化できるようなものもなくはないんですけども、基本的には、日々自分がやっている仕事の一部を数分ぐらいRPAに置き換えていただいて、その数分間の時間をロボットが動いているので自分は別のことができるという、これがRPAの実態でございます。かなり地味な効率化になるケースが多いというのが前提でございまして、先ほどご説明いただいた受付番号の自動化についても、どちらかといえば地味な事例かと思っております。これからRPA活用業務効率実証事業は、できればやめていこうという提言をいたしますけども、その前提として、このRPAのイメージを皆様に共有したいと思って、このようなご説明をさせていただきました。

次の質問に移らせていただきますが、今ちょっとRPAのご説明もございましたが、実際に確定申告会場受付状況ホームページ掲載業務のRPAの処理フローですとか、効果について教えていただければと思います。

○情報管理課長

まずはホームページの処理ということで、RPAの処理フローについて説明をさせていただきます。大きく5つの工程となっております。

まず、申告受付状況のページの検索、編集及び開始実行処理。次に、更新時間と申告会場の呼出し中及び最後尾番号の入力。次に、アクセシビリティの5項目のチェック。次に、公開日時の入力、そして編集完了処理。最後にアップロードという工程になります。なお、各申告会場の状況を把握し、時間や呼出し番号は、あらかじめ職員が所定のファイルに入力することとなりますので、この部分は人が行う業務として残ります。以上の処理を20分置きに実行いたします。

次に、効果につきましては、RPA導入前の状況では、作業開始からホームページの公開までおよそ15分程度かかっておりました。RPAの導入に伴いまして、職員の行う作業は、各申告会場の状況把握は行いますが、RPAを起動させ、RPAの作業後に公開されたホームページを確認するだけで済みます。職員の対応時間はおよそ2分程度になります。導入の前後で、結果的に13分の職員対応時間が減少していることとなります。この作業が1日8時間、1時間に3回行っておりますので、1日当たり24回行うこととなります。さらに、この作業を申告期間中の営業日の20日繰り返すこととなりますので、合計で104時間の職員の対応時間が減少していると考えております。

そのほかの業務につきましても、作業量や削減時間に大小はありますが、データを作成した後の作業をRPAが行うことで、業務効率化につながっていると考えております。

○藤間委員

少し意見の前に、今後の取組ですとか、課題について、あれば、ぜひ教えていただければと

思っています。

○情報管理課長

今後の取組につきましては、まず紙による申請書の記載内容をA I－O C Rによってデータ化することで、R P Aの適用する可能性が広がると思っております。A I－O C Rの導入検討、新たな業務への転換について調査・研究をしたいと考えています。

一方、課題につきましては、様々なところで物事のデータ化が進んできており、システム自体もC S Vの取り込み機能など、データを直接取り込む機能が充実してきております。そのため、データをシステムに入力する作業、つまりR P Aが活躍する場面が少なくなっているとも考えております。実際に、軽自動車税の申告書のデータの取り込みも2年後には可能になる予定であります。

よって、現在、適用している事業につきましては、費用対効果を再検証し、R P Aの適用の是非を検証する必要があると考えております。廃止の際には、業務フローの見直しを行い、他のツール、ノーコードツールなど、ほかの手法の検討を行いながら、現状の業務効率化を維持できるように努めたいと考えております。

○藤間委員

今、ご答弁にございましたデータをシステムに入力する業務、つまりR P Aが活躍する場面が少なくなっているというお話がございました。これは真剣に業務の効率化に向き合っている人しか出てこない言葉だと思っております。R P Aに関して、ウェブとかでググったり、いろいろなものを見たりすると、すばらしい技術だから今後増えてきますみたいな、そういうR P A事業者側のものが出てくるんですけども。

おっしゃっていただいたとおり、実はR P Aが活躍する場面というのはちょっと減りつつあるというのがあります。もう少し例で説明しますと、例えば皆様が家計簿とかをつけて、エクセルで家計簿をつけていただいているイメージをしていただきたいんですけども、このエクセルでつけた家計簿を専用のソフトにアップロードすれば、それが家計簿になっていると。これが理想の世界だと思うんです。

一方で、R P Aが活躍する場面というのは、このエクセルというのが直接、その家計簿ソフトに取り込めないから、コピペをしてソフトに貼っていくみたいな、こういうどうしても人がやらないといけない不便な部分というのはR P Aで代替するというのがR P Aでございます。

ただ、一方で、そもそも直接データが取り込めれば、そもそも人がコピペをして置き換えてという連続した単純作業が必要ないので、そもそもR P Aも必要なくなっていくと。これが今おっしゃっていただいた、データを入力する作業、すなわち、R P Aが活躍する場面が少なくなっているというご回答かと思っております。

もっと言いますと、先ほどおっしゃっていただいたA I－O C R、すなわちA IプラスO C Rで、紙のデータをパソコン上でデータ化する。さらにそのデータというのを、生成A Iを使って意味づけを理解していただければ、そのままパッとソフトに取り込めるので、そういった単純作業が減っていくという未来かと思っております。

今おっしゃっていただいたR P A適用の是非を検証するというご答弁にございましたが、R P Aの活用業務効率実証事業というのを、適切なタイミングで終わらせる必要があるかと思っております。なぜかといいますと、これは無駄な仕事ですとか、やらなくていい仕事に関しては、A IやR P Aに代替させるのではなく、そもそも無駄だったらやめればいいということもございます。すなわち目標値としては、R P Aを使うことが目標ではなくて、業務を効率化することが目標ですので、R P Aの代わりにA Iを使ってもいいし、マクロを使ってもいいですし、あと業務を縮小するとか、そういった観点が、本来であれば有効であると思っております。結論としては、いずれかのタイミングで、R P Aを導入すること自体がK P Iの業務というのはやめる、または縮小していただいて、業務の効率化自体を目標とする事業に置き換えて

いく必要があると思っております。この点いかがお考えでしょうか。

○情報管理課長

今質問の内容は、RPAを導入している事業をやめることと、業務効率化への事業への転換ということだったと思います。

まず初めに、RPA導入事業の廃止についてですけれども、先ほどもRPA適用の是非の検討とお答えしておりますが、現在、先ほど紹介した3事業、軽自動車の入力等の業務ですけれども、すぐにそれ自体を廃止とは正直なところ言い切れませんが、業務フローを可視化した中で、そのフローの中の一部の業務を廃止するという事は考えられると思っております。その選択肢も含めて、ほかのツール、手法への転換の検討を行うことで考えていきたいと思っております。

次に、業務効率化を目的とする事業への転換、置き換えにつきましては、当事業はRPA適用による業務を効率化する事業のため導入すること自体が目的となっております。業務フローを可視化し、見直した中で、RPAの活用検討、そして導入するというような、委員が言われます業務効率化事業において、RPAを適用するというようなフェーズ局面へ転換する必要があると考えております。これらのことは関係部署と調整をして、RPAによる効率化推進を図っていきたくて考えています。

○藤間委員

ぜひ、そういったご検討をお願いできればと思います。やはり分かりやすく説明したつもりが、RPAは非常に難しくてマニアックなやり取りになってしまったかなと思いつつも、最後に意見を2つ申し上げます。この意見は、担当課、情報管理課ではなくて、もしかするとほかの課及び部長職以上の皆様へのご意見かもしれません。

まずは予算という観点から申し上げます。通常、予算を割り振っていくときに、予算全体が100だったら、ここに10で、ここに20で、本当はここに10張りたいけど足りないから5みたいな、そういった予算配分のお仕事があるかと思いますが、業務効率化に関しては、業務を効率化するための仕事ですので、10の予算をかけて12の予算が削減できましたとすると、実質的には予算をゼロというかプラスになりますので、予算配分におきましては、業務効率化というのは、ほかのお金を使っていくものとはちょっと違う性質があるかと思っております。率直に言うと、これは優先的な位置にあるかと思っておりますので、その点は、今年度以降、予算を考えていく際にご検討お願いできればと思っております。

2つ目としましては、情報管理課とここに至るまで様々な議論をいたしまして、かなり優れた知見を持っていると理解いたしました。私自身、議員になる前にRPAを使って業務の効率化をしていたので、この業務の効率化については、一定知見があるつもりでございますが、お話しする中で、ソフトを自分で使ったりですとか、今後の展開についてすごい知見を持っているなど実感いたしました。

要望が何になるかといいますと、ぜひ、情報管理課の知見を尊重いただきたいと。専門職における不幸というのがどういふときに起こるかという、担当の課ですとか担当者は正しい知見とか技術を持っているにもかかわらず、上司とか上の人間が細かいことが分からずに間違った目標を使ってしまって、でも組織である以上は、目標が間違っている、それに向かって進まなければいけないというのが、特に専門的に深いものについては起こりやすいので、やはりこの専門的な知見・技術を持っていらっしゃる課の意見を尊重しつつ、事業の目標とか、趣旨とか、そういったものを決めていただきたい。特に、こういった先端の知見の部分に関しては、ちょっと言い方が悪いんですけど、若い世代のほうが深い知識をどうしても持ちやすい分野になりますので、ぜひ、本件の業務に関しては、担当課の意見を、幹部の皆様におかれましては尊重いただければと思っております。私からの意見は以上でございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:54

再開 13:00

委員会を再開いたします。

91ページ、総務管理費、交通安全対策費、自転車駐車場管理運営事業について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

総務管理費、交通安全対策費、自転車駐車場管理運営事業費713万円について、昨年の主な事業内容についてお尋ねいたします。

○建設政策課長

本市では、市民の広域交通網の利用及び広域的利便性を図るため、市内のJR駅等に自転車駐車場を設置しております。自転車駐車場管理運営事業費につきましては、自転車駐車場における光熱水費等の維持経費を支出するとともに、市民が自転車駐車場を支障なく利用できるよう維持管理を行うための、吉原町自転車駐車場ほか管理業務等委託を実施しております。

○藤堂委員

吉原町自転車駐車場ほか管理業務等委託において、管理している自転車駐車場についてお尋ねいたします。

○建設政策課長

吉原町自転車駐車場ほか管理業務等委託において管理している自転車駐車場につきましては、飯塚バスターミナル近隣の吉原町自転車駐車場、新飯塚駅前北側自転車駐車場、新飯塚駅前東側自転車駐車場、飯塚駅前自転車駐車場、鯉田駅前自転車駐車場及び浦田駅前自転車駐車場となっております。

○藤堂委員

それでは次に、その委託先や委託内容についてはどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○建設政策課長

本業務につきましては、公益社団法人飯塚市シルバー人材センターと委託契約を締結し、管理をお願いいたしております。

委託内容といたしましては、各自転車駐車場を巡回し、場内の清掃や整理、利用状況把握のための台数計測及び報告、飯塚駅前自転車駐車場及び浦田駅前自転車駐車場における年2回の除草作業並びに放置自転車の返還業務となっております。

○藤堂委員

答弁にもございました放置自転車とはどのようなもので、またその返還業務につきましても併せてお尋ねいたします。

○建設政策課長

放置自転車とは、自転車駐車場内に、長期間にわたり同一場所に使用されないまま放置された自転車となります。

また、返還業務につきましては、市において各自転車駐車場内に放置された自転車を撤去し、一定期間、吉原町自転車駐車場内に保管いたします。その後、自転車の防犯登録番号により、各所轄の警察署に所有者の照会を行い、判明した所有者に対して受け取りの通知を行います。通知後、所有者が保管期間内に受け取りに来られた際に、必要書類の記載や適切な受渡しなどの返還業務を実施いただいております。

○藤堂委員

それでは、放置自転車の撤去はどのくらいの頻度で実施しているのか、お尋ねをいたします。

○建設政策課長

放置自転車の撤去につきましては、例年10月下旬から11月上旬に調査を実施し、放置自

転車とみられる車両を撤去、一時的に保管した後、所有者の受け取りがなかった自転車は、年度末にまとめて処分いたしております。

○藤堂委員

最後に、今後の自転車駐車場管理業務委託について、お考えなどがございましたら、お聞かせくださいませ。

○建設政策課長

現在、本委託業務におきまして、吉原町自転車駐車場には、朝6時から夜22時までの16時間の開場時間に合わせて、2名体制により常駐をいただいております。また、その他の自転車駐車場に関しましては、常時開放しており、駐車台数の確認や場内清掃等のために、定時の巡回を行っております。

今後、当該業務の効率的かつ効果的な運営を図るため、業務内容の見直しによる人員配置の適正化や、委託業務の内容を踏まえた種別ごとの契約にするなど、委託経費の削減について検討しているところでございます。

○藤堂委員

委託先との協議もあると思いますが、答弁にもございました効率的な運営のほどをよろしく願います。もし余裕があればですが、放置自転車の撤去に関して、処分以外の方法も探していただければと思いますので、どうぞよろしく願います。以上です。

○委員長

次に、92ページ、総務管理費、人権推進費、人権啓発センター管理運営事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

まず、資料28ページ、説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

資料の28ページについて説明をいたします。人権啓発センター管理運営事業費は、人権啓発センター3館、立岩、穂波、筑穂人権啓発センターの施設維持管理に関する費用及び各種講座やデイサービス事業運営に関する費用が、その内容となっております。

各人権センターの予算区分ごとに集計をしまして、費用の主なものをこの表の中に記載しております。合計額につきましては、立岩人権啓発センターが547万5908円、穂波人権啓発センターが627万4937円、筑穂人権啓発センターが1261万2320円となっております。

○川上委員

実績について、立岩人権啓発センターについてお尋ねしていきますけれども、研修旅費はどういう状況なのか、内訳を伺います。

○人権・同和政策課長

立岩人権啓発センターの旅費9800円につきましては、第42回全隣協ブロック統一学習会と、2023年度九州ブロック独自研修会が同時に開催されたものでございます。

○川上委員

それはどういうものなのか、そして、どういう費用なのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

市内にあります隣保館の運営に関しまして、全国の隣保館及び九州ブロックの隣保館との相互の連携を図るために研修会が実施された費用となっております。

○川上委員

その中身を聞いているんですよ。

○人権・同和政策課長

中身といたしましては、開催日時は令和6年2月21日から22日にかけて、別府市のほう

で開催をされております。研修の内容といたしましては、全国の隣保館の主な取組についての協議及び講演といたしまして、地域共生社会に向けた隣保館の役割と可能性について、1日目に講習が行われております。2日目につきましても講習が行われておりまして、「今を生きる私たち、部落史の視点から」ということで、講演のほうが行われております。

○川上委員

9800円の支出について聞いているんです。

○人権・同和政策課長

こちらのほうは職員1名の旅費となっております。

○川上委員

9800円は、何に使ったんですか。

○人権・同和政策課長

こちらの旅費につきましても、宿泊費となっております。

○川上委員

交通費は。

○人権・同和政策課長

公用車で向かっておりますので、旅費についてはかかっておりません。

○川上委員

誰が行ったんですか。

○人権・同和政策課長

穂波人権啓発センターのセンター長でございます。

○川上委員

間違いはないですか。

○人権・同和政策課長

改めてもう一度確認をさせていただきます。申し訳ありません。

○委員長

今確認するんですか。

○人権・同和政策課長

少し時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:12

再 開 13:13

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

こちらにつきましては、穂波人権啓発センター長がこちらの研修のほうに出席をしておりますが、この隣保館関連の負担金、その他の費用につきましては、立岩人権啓発センターのほうに集約をされて予算のほうに計上されているものでございます。

○川上委員

事情を伺います。

○人権・同和政策課長

まず、こちらの出席者につきましては、その当年にならないと分からないということと、例年、この負担金につきましては、立岩を代表として予算のほうを組んでいるところでございます。

○川上委員

例年とか聞いていないんですよ。どういう事情かと聞いているわけですよ。穂波の旅費はぜ

ロになっていますね。どういうことなんですか。

○人権・同和政策課長

繰り返しの答弁となりますが、穂波、筑穂、立岩の3館を含めまして、その費用につきまして、はまとめまして、立岩人権啓発センターのほうで計上しているものでございます。

○川上委員

領収書はどうなっているんですか。

○人権・同和政策課長

こちらの旅費につきましては、領収書のほうはございませんが、今、手元に精算書のほうがありまして、そちらのほうで予算費目としては、立岩人権啓発センターの事業費の中で、旅費の中に普通旅費ということで予算を組んで、そちらのほうから執行しているものでございます。

○川上委員

穂波人権啓発センターのセンター長の旅費を、立岩人権啓発センターで決済するというのは、どういう事務規定に基づくものですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:17

再 開 13:19

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

こちらの旅費につきましては、先ほどもご答弁をしましてとおり、どの職員がそちらのほうに出席するというのが、その当年にならないと分からないということから、予算要求の際に、3館の旅費を立岩人権啓発センターのほうで予算計上させていただいております。なお、事務の規定というものはございませんが、そういった理由で事務処理上、取りまとめた予算の中から職員の旅費のほうを支出したものでございます。

○川上委員

規定はないということですか。

○人権・同和政策課長

事務の規定のほうはございません。

○川上委員

穂波人権啓発センターのセンター長の旅費は、穂波人権啓発センターの旅費の欄になぜ入れないんですか。

○人権・同和政策課長

研修会への参加が予算要求の時期に、どの人権啓発センターのセンター長が出席をするというのが分かっておりませんので、代表として立岩人権啓発センターのほうで予算を計上していたものでございます。

○川上委員

今、決算をやっているんですよ。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:21

再 開 13:23

委員会を再開します。

○人権・同和政策課長

こちらの旅費につきましては、立岩人権啓発センターで予算を計上させていただいたので、支出につきましても、この表上につきましては、立岩人権啓発センターの費用の集

計ということで、立岩人権啓発センターのほうに、旅費の支出ということで記載をさせていただいているものでございます。

○川上委員

これは正しいんですか。

○人権・同和政策課長

予算の費目上、立岩人権啓発センターで予算を計上していたものを支出させていただいておりますので、こちらのほうで表示することが正しいと判断しております。

○川上委員

デイサービス事業についてはどの規模で、どの部屋を使ってやっているのかお尋ねします。

○人権・同和政策課長

デイサービス事業につきましては、大会議室で開催をしております。回数につきましては、立岩で25回、穂波で14回、筑穂で10回開催をしております。

○川上委員

立岩についてお尋ねしたんですね。

穂波についてお尋ねしますが、デイサービスについて今お話がありましたので、使用料及び賃借料、バス借上料がありますけれども、この内容についてお尋ねします。

○人権・同和政策課長

穂波人権啓発センターのバス借上料につきましては、デイサービス実施に伴うバスの借上料になっております。

○川上委員

金額とか運行回数とかは分かりませんか。

○人権・同和政策課長

穂波のデイサービスにつきましては、回数が16回で、金額としては52万8千円となっております。

○川上委員

その下のフェンスの改修工事の入札、落札状況をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

フェンスの改修工事につきましては2件ございます。

まず1件目が、穂波人権啓発センター敷フェンス改修工事ということで、設計金額82万1700円で、3者見積りをいたしまして、落札、入札、請負金額が81万5100円となっております。こちらが1件目でございます。

2件目につきましては、穂波人権啓発センター敷フェンス改修（その2）工事ということで、設計金額67万3200円に対しまして、3者による見積り、入札を行いまして、請負金額が67万3200円となっております。

○川上委員

設計委託がこの工事請負費の中に入っていて、委託料の中に入っていないのはどういうことですか。

○人権・同和政策課長

このフェンス工事2件につきましては、設計につきましては見積りに伴います設計を行って、契約を行っていることから、設計委託料のほうは計上がされておられません。

○川上委員

筑穂についてですけれども、トイレ改修設計委託料及びトイレ改修工事について、入札、落札状況をお尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:33

再開 13:35

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

まず、設計のほうからご説明をいたします。筑穂人権啓発センタートイレ改修工事の設計業務委託ということで、設計金額151万2500円に對しまして、13者の入札を行いまして、契約金額134万7500円となっております。

次に、工事につきましては、建築と機械設備で別々に契約をしておりまして、まず、筑穂人権啓発センタートイレ改修工事、建築分につきましては、設計金額492万8千円に對しまして、3者の入札を行ってございまして、請負金額が448万1400円となっております。

続きまして、機械設備につきましては、筑穂人権啓発センタートイレ改修機械設備工事ということで、312万4千円の設計額に對し、10者の入札を行ってございまして、契約金額が286万6600円となっております。

○川上委員

この3館のうち、避難所としての機能を發揮しているのはどこですか。

○人権・同和政策課長

避難所として機能してございますのは、穂波人権啓発センターと筑穂人権啓発センターとなっております。

○川上委員

穂波人権啓発センターは、決算年度、令和5年度中に大規模改修を行うようになっておりましたけれども、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の改訂版によって、これにはエレベーターの設置は対象になっていたのでしょうか。

○人権・同和政策課長

第3次実施計画の改訂版に示されております、年度の大規模改修工事につきましては、具体的な改修の項目についてはその中では検討されておりました。

○川上委員

大規模改修という表現がありますよね。確認してください。

○人権・同和政策課長

穂波人権啓発センターの施設のカルテの中で大規模改修という記載がございます。

○川上委員

この大規模改修にエレベーターの設置というのは入っていないということですか、その概念の中に。

○人権・同和政策課長

この第3次実施計画の改訂版の中の大規模改修という中に、具体的な改修の項目のほうは、この中では検討をされておられません。

○川上委員

しかし、穂波人権啓発センターについては、改訂版のできる半年前、令和2年度10月9日付で、エレベーター設置についての試算が行われておって、5050万200円という数字が出ていますね。確認してください。

○人権・同和政策課長

質問委員が言われますとおり、当時、取得をしました見積り設計金額の金額は、その金額となっております。

○川上委員

改訂版づくりが行われているその最中にこの試算を行っているんだけど、この試算に基づいて工事をいつすることになっていましたか。

○人権・同和政策課長

エレベーターの設置工事については、具体的な工事時期や実施については検討をされておられません。

○川上委員

今、申し上げた穂波人権啓発センターについての試算については3か年計画だったと思うけど、それで試算しているでしょう。

○人権・同和政策課長

この見積りを取りましたのは、エレベーターを設置した際の費用を算定しまして、設置について検討するための費用ということで取得をしております、具体的な実施の時期については検討しておりませんでした。

○川上委員

実は令和2年10月9日に穂波の試算の報告が出るんだけど、その1週間前には立岩人権啓発センターの試算が出るんですよ。それには、あなた方の資料では、設計に関わる費用、地盤調査に関わる費用が載っていないんですね。工事費だけが4094万2千円と。しかも工事時期は令和3年度が適当であろうということなんですね。立岩についてはそこまでいっていたんですか。

○人権・同和政策課長

立岩人権啓発センターにつきましては、平成29年に立岩会館の改修工事に伴う設計を実施しております。その中では、立岩会館の改修に伴う建築工事や、電気設備、機械設備、この中にはエレベーターも含めまして、改修をした際の設計をしておりますので、先ほど質問委員が言われました見積りの設計金額の中には、この費用は含まれていないものでございます。

○川上委員

第3次実施計画改訂版によって穂波人権啓発センターは令和5年度までに大規模改修を行うと、その改訂版を策定する半年前に、穂波人権啓発センターについて、エレベーター設置費用としては5050万円余と。それから工事期間も令和4年7月から11月の間というような記載まである文章があるんだけど、筑穂に至っては令和元年度に5341万7800円の試算を出しているわけですね。

これら3館について、令和5年度になってもエレベーターを設置していないのは不可解なんです。どういう事情ですか。

○人権・同和政策課長

この3館につきまして、見積りのほうを取得しました後に、エレベーターの設置についても検討をしてみました。ただ、エレベーターが設置のための設計金額と、これらの施設の建築工の経過年数や施設の老朽化などの状況を基に検討いたしまして、人権啓発センターとして在り方について検討をしまして、新たな人権啓発センターを建設するという方向性に考えが至りましたので、現在、エレベーターのほうは設置をされていないものでございます。

○川上委員

3館について、エレベーターの設置、先ほどは私の数字を言いましたけど、あなた方は3館にエレベーターを設置した場合の費用は幾らだというふうに押さえているんですか。

○人権・同和政策課長

3館合わせまして約1億5千万円と考えております。

○川上委員

それぞれの内訳を教えてください。

○人権・同和政策課長

3館につきましては、立岩人権啓発センターが4094万2千円、穂波が5050万200円、筑穂が5341万7800円でございます。

○川上委員

私の認識と一致していますね。

それで、この3館についてエレベーターを設置しないと、デイサービスの状況とか避難所の状況を考えれば、設置が求められるということが、あなた方自身も考えておったんだけど、それをしないと。

今後、管理運営計画はどうなっていますか。

○人権・同和政策課長

人権啓発センターの在り方につきましては、現在、公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の改訂版におきましては、それぞれ現地存続ということになっておりますが、その在り方を先ほどご説明しましたとおり、新たな人権啓発センターを建設するという方向性の見直しを行うため、本年になりまして、本市にあります飯塚市公有財産調整等委員会及び部長会、庁議に諮りまして、公共施設の在り方に関する方向性の見直しを行いまして、現在、進めているところでございます。

○川上委員

それはまだ聞いていなかったんだけど。決算年度の昨年9月13日に内部協議しているでしょう、皆さんのところで。その内容を聞かせてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:52

再 開 14:00

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

令和5年9月13日に開催をしました会議の内容についてご説明をいたします。

会議の場所につきましては、本庁舎3階、302会議室のほうで会議を行っております。出席者につきましては、総合政策課長、財産活用課長補佐、財産活用課参与、建築課長、土木建設課長、都市計画課長補佐、市民協働部長、人権・同和政策課長及び課長補佐になっております。その中で所管課からの説明としましては、令和5年4月に部落解放同盟飯塚市協議会より人権啓発センター・隣保館建設に関する要望書の提出があったこと。既存の各人権啓発センター、立岩、穂波、筑穂については、新たな人権啓発センターの完成とともに隣保館事業等の目的を終了。新たなセンター建設完了後5年間については、地域のコミュニティー活動の活性化に必要があれば、その団体等が施設の管理運営をすることで、無償貸与、その後は無償譲渡、または廃止を考えていること。福岡県人権・同和対策局調整課へ相談したところ、現在ある3センターを新たに建設する場合、補助は新築ではなく改築となり、ポーリング等は対象外になること。年度内で竣工しないと補助対象にならないとのことであり、詳細については今後検討・協議をしていくこと。人権啓発センター・隣保館建設予定候補地について説明を行いまして、その付近には古墳群が近くにあり、中心から30メートルは規制の範囲であること。掘削する予定であること。また、建物については平屋も可能と考えていることなどを説明されております。

その中の意見としまして、公的起債が可能でないか、その他補助金はないかの検討が必要。同一年で着工から竣工は難しい。リースも検討したほうが良いと思う。平屋は、くいが広がるが、エレベーターが要らなく、メンテもない。可能であれば平屋が望ましい。バス停があるので駐車場等、建設協議が必要であること。スーパー側の道路を利用する際の水路の対応として、橋かけや暗渠等が必要であること。開発面積3千平米以上は県の開発、3千平米未満は市の開発となること。今後、事業を進めることになった場合は、基本設計の段階で何度か関係があると思われる課、上下水道課等を集めて、意見の聴取を複数回行ったほうが良いというような会

議が行われております。

○川上委員

この会議の後に、部落解放同盟との協議とか、市の内部協議、決裁があるんだけど、先ほど今年の8月までの動きを言われましたけど、もう少し丁寧におっしゃっていただけますか、確認書のところから。

○人権・同和政策課長

確認書につきましては、令和5年12月4日に取り交わしが行われております。その後といたしましては、市協との確認書を取り交わした後に、既存の人権啓発センターに関しまして、第2次公共施設等のあり方に関する基本方針、公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の市としての方針変更に関し、先立って、新たな人権啓発センター建設に関する内部調整等を進めることに関し、「飯塚市人権啓発センターの整備に関する計画について」という文書を12月6日に起案を行いまして、関係部署への合議の後、令和6年1月9日で決裁を受けております。

令和6年度になりまして、3施設の人権啓発センターを統合し、新たな人権啓発センターを新たな場所に建設することについて、公共施設に関するあり方の方向性を変更するため、7月29日開催の公有財産調整等委員会、8月21日開催の部長会及び8月29日開催の庁議へ提案を行って、その承認を頂いたところでございます。

○川上委員

ちょっと遑って確認しますが、第3次実施計画改訂版においては、人権啓発センター3館について、大規模改修になっていますけど、大規模改修の中にエレベーター設置は除外という認識だったんですか。それとも、それも含むという認識だったんですか。

○人権・同和政策課長

この大規模改修といいますのは、建物を利用する期間中の運営に必要な改修工事と考えておりますので、エレベーター設置についてもその中には含まれていたものと考えております。

○川上委員

この間、地元住民の皆さんとは情報提供し、協議を行うというのは、どのように行いましたか。

○人権・同和政策課長

公共施設の在り方の新たな人権啓発センターの統合につきましては、まず、市の内部で方向性について統一の考えを整理した後に、地元への説明を行う必要があると考えておりましたので、先ほどご説明をしましとおり、市の内部の方向性が定まったところでございますので、地元への説明につきましては、今後、実施する予定で考えております。

○川上委員

この件は市役所内部だけで議論してきたわけですか。

○人権・同和政策課長

この新たな人権啓発センターに関するお話につきましては、部落解放同盟飯塚市協議会とこれまで協議をしております。協議をいたしました理由といたしましては、既存の人権啓発センターにつきましては、以前からエレベーターの設置などの要望を部落解放同盟飯塚市協議会のほうからされていた経緯がございました。また、この人権啓発センターにつきましては、国が示しております隣保館設置運営要綱を目的として、地域社会の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、生活上の各種相談や人権課題解決のための各種事業を総合的に行うものと位置づけられておまして、この目的が本市の部落差別解消推進団体である部落解放同盟飯塚市協議会と同様のお考えでございますので、この部落解放同盟と以前のエレベーター設置などの経緯などを踏まえて協議をしていたものでございます。

○川上委員

関係の自治会及び自治会連合会、まちづくり協議会とは話合いをしていない、情報提供もし

ていないということでしょうか。

○人権・同和政策課長

まず、この人権啓発センター統合に関する市の考えを整理しまして、地元説明などを行う必要があると考えておりましたので、これらの団体につきましてはまだお話をしておりません。

○川上委員

部落解放同盟幹部との協議の場所はどこだったんですか。

○人権・同和政策課長

協議の場所につきましては伊岐須会館となっております。

○川上委員

先ほど、エレベーターを3館に設置すれば1億5千万円程度と言われましたけど、先ほど言った、昨年、決算年度の9月13日の会議の1年前、令和4年12月12日、部課長会議をしていますね。そのときに費用の概算が出ていますよ。ちょっと紹介してください。

○人権・同和政策課長

令和4年12月に行いました会議において、資料の中で総事業費として約6億円、外構を除くということで表示をしておりました。

○川上委員

先ほど、今年の2024年1月9日決裁と言いましたが、その文書の中では幾らとなっておりますか。

○人権・同和政策課長

1月9日の決裁文書におきまして、合計金額といたしまして12億543万9200円と表示をしております。

○川上委員

どうしてそのように2倍に増えるんですか。

○人権・同和政策課長

令和4年12月にお示ししました約6億円という金額につきましては、建物のみ、造成などを含まない金額によって算定をしたものでございます。

○川上委員

12億円の中の外構工事を見てみると、9千万円ちょっとでしょう。だから、同額だとすれば、僅か1年前、外構を除く6億円というふうに言われましたけど、その外構費は大きく言えば9千万円程度ぐらいなんですよ。したがって、外構を入れたとしても7億円という数字に見えるわけですよ。要は、5億円はどうして増えるんですか。ほかに理由がありますか。

○人権・同和政策課長

こちらの1月9日の金額におきましては、内訳としまして、建物の建築、造成舗装、内装、外構、外柵、備品等委託、地盤調査などの合計金額として12億円が示されております。このうち、地盤調査や外構工事、造成工事なども当初見込みの中には含まれていなかったものでございます。

○川上委員

納得いかないですね。

いずれにしてもエレベーターは1億5千万円、新しいものを作ろうとすれば当初6億円、それが数字的には12億円を超すという数字が見えるんだけど、先ほど部落解放同盟とだけ協議した理由をるる述べられましたけど、資料33ページに部落解放同盟の活動報告書というのがあります。この中に、あなた方との協議の記録はどこに書いてありますか。

○委員長

答弁できますか。これは向こうが提出したものでしょう。

○人権・同和政策課長

こちらは部落解放同盟から提出された報告書なので、執行委員会などについては把握しておりませんが、詳しい作成内容については確認ができておりません。

○川上委員

これは補助金の交付の基礎となる資料ですよね、こういう活動しているからと。

○委員長

川上委員をお願いします。ちょっと決算審査から外れていっているようなので、軌道修正をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 14:20

再開 14:22

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

こちらの資料が補助金の実績報告の資料となっております。

○川上委員

それにもかかわらず、市との協議が一切書いていない。あまつさえ12月4日の市長室における確認書の締結についても記載がない。これはどういうことでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:24

再開 14:25

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

先ほど申されました内容につきましては、組織の独自の事務的な内容であるため、この中には記載をされていないものだとは思われますが、明確な理由につきましては分かりません。

○川上委員

次の質問に関わりますけど、分からないものを基礎資料にして補助金を出しているということですね。終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:57

再開 15:08

委員会を再開いたします。

次に、93ページ、総務管理費、人権推進費、部落差別解消推進団体補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の29ページ、30ページ、47ページ、説明を求めます。

○人権・同和政策課長

まず、29ページにつきましては、部落差別解消推進団体補助金の実績の推移になっております。この補助金の該当団体につきましては、2団体ありまして、部落解放同盟飯塚市協議会、そして全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会となっております。その下に2006年度以降の交付実績を、部落解放同盟飯塚市協議会及び全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会ごとに集計をしております。令和5年度につきましては、部落解放同盟飯塚市協議会が1648万1771円。全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会が254万8千円となっております。

30ページにつきましては、「人権推進対策関係補助金、負担金交付金団体（目的、規約、

決算書)について」のページとなっております。内訳につきましては、部落解放同盟飯塚市協議会の規約、活動報告書、決算書。また、全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会の規約、事業報告書、支部の会計決算書。続きまして、飯塚人権擁護委員協議会の会則、収支決算書、福岡県隣保館連絡協議会の会則及び一般会計及び特別会計の収支決算書。嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会の会則及び決算書、そして最後に、人権・同和政策課の人権推進事業決算書の3か年ということになっております。

最後に、資料の47ページにつきましては、「補助金交付団体の役員の活動状況(人件費、出勤、業務内容)について」という資料になっております。まず、人件費、出勤状況、業務内容につきましては、記載のとおり1番から3番まで、その内容の説明を書かせていただいております。

1番目の人件費につきましては、部落解放同盟飯塚市協議会決算書、資料につきましては、36ページに記載をしておりますので、そちらのほうをご参照ください。

2番目の出勤状況、3番目の業務内容につきましては、この47ページの下のほうに表として記載しております。

まず、一番左の表につきましては、常勤役員の月ごとの出勤の状況、真ん中の表につきましては、非常勤役員の出勤の状況を記載しております。一番右の表につきましては、部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告ということで、1番から5番までの相談の項目ごとに、その相談件数として244件と記載をしております。

○川上委員

29ページ、毎年度の補助金の額があるわけですがけれども、2006年以降の累計は幾らになりますか。

○人権・同和政策課長

まず、部落解放同盟飯塚市協議会の合計金額につきましては4億9753万7348円、全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会につきましては5144万2105円となっております。

○川上委員

これは国・県から補助金があるんですか。

○人権・同和政策課長

補助金のほうはございません。

○川上委員

ということは、財源は何になりますか。

○人権・同和政策課長

市の単費となります。

○川上委員

全額ですか。

○人権・同和政策課長

全額でございます。

○川上委員

その補助金は何に使われているんですか。

○人権・同和政策課長

補助金の目的としましては、住民の自主的・組織的な教育活動を促進し、住民自らの教育水準、福祉の向上を図るため、人権部落差別解消行政と整合性を保ち、部落差別問題の速やかな解消に資するための費用について、部落差別対策の推進に資する団体に対して補助金を交付するものでございます。

具体的な費用としましては、人件費、事務局費、会議費、専門部及び支部活動費、研修費費

用に充てられることとなっております。

○川上委員

今おっしゃった人件費には何が入りますか。

○人権・同和政策課長

人件費の内訳としましては、専従役員の給与、諸手当及び福利厚生、法定福利費を含みます。また、非専従役員の手当となっております。

○川上委員

今おっしゃったものについては、団体の自主財源に充てられているものは幾らありますか。

○人権・同和政策課長

自主財源が充てられているものはございません。

○川上委員

この人件費は全て市民の税金ということでもいいですか、確認します。

○人権・同和政策課長

全額補助金となっております。

○川上委員

資料の33ページ以降に、部落解放同盟飯塚市協議会から出された活動報告がありますけれども、この活動に参加すると手当が出ますか。

○人権・同和政策課長

旅費的な費用弁償のほうを支払われております。

○川上委員

例えば、執行委員会とかありますね。執行委員会に出ると手当が出ますか。

○人権・同和政策課長

常勤の役員につきましては支給されておりましたが、それ以外の執行委員については支給のほうをされております。

○川上委員

幾らですか。

○人権・同和政策課長

1500円でございます。

○川上委員

34ページに財務委員会がありますね。5人で毎行っているようですが、これは手当が出ますか。

○人権・同和政策課長

財務委員長については常勤でございますので支給されませんが、それ以外の委員については支給のほうをされております。

○川上委員

34ページに、穂波人権啓発センター8名、女性部代表者会議というのがありますけど、これには、手当はどうですか。

○人権・同和政策課長

こちらにつきましては、8人分手当が支給されております。

○川上委員

同じ並びにいくつか男女共同参画推進ネットワークの各企画がありますね。これは、手当はどうですか。

○人権・同和政策課長

こちらはこの記載の人数分が支払われております。

○川上委員

ここで書かれている活動報告の中身に参加した、行動した場合は、全て手当が出るということですか。

○人権・同和政策課長

この活動報告の中の、その他の活動については、対象外となっているものがございます。

○川上委員

内部で会議をしても手当が出る。外部の会議に行っても手当が出る場合があると。そうすると、この手当の総額は幾らですか。

○人権・同和政策課長

手当といたしましては95万4千円となっております。

○川上委員

ところで、この補助金の名称が、本市発足以来、名前が随分変わってきました。どのように変わってきましたか。

○委員長

川上委員にお尋ねしますが、今の質問は決算審査と関係がありますか。（発言する者あり）補助金の名前が——、できるだけ離れないようにしてください。

○人権・同和政策課長

現在の補助金の名称は、飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱、その前につきましては、飯塚市同和対策推進団体補助金交付要綱となっております。

○川上委員

その前は団体名を書いて補助金を出していたわけですね。

部落差別解消推進団体の規定について、もう1回、教えてください。

○人権・同和政策課長

この推進団体と申しますのは、「住民の自主的、組織的な教育活動を促進し、住民自らの教育水準、福祉の向上を図るため人権・部落差別解消行政と整合性を保ち、部落差別問題の速やかな解決に資するための費用について、部落差別解消対策の推進に資する団体」に対して補助金を交付することとしております。

○川上委員

対象団体、第2条、補助の対象、第3条があるんじゃないですか。そのところを紹介してもらっていいですか。

○人権・同和政策課長

「補助金の交付対象となる団体は、次条に規定する事業を行う団体で、市長が認めた団体とする」ということになっております。補助の対象といたしましては、「補助の対象となる経費は、次に掲げる活動及び事業に要する経費並びに団体の運営に要する経費（食糧費、渉外費及び上部団体の会費に類する経費並びに市長が社会通念上適切でないとして認めた経費を除く。）であって、別表に掲げる経費」とする。1号としまして、「自立支援推進活動（市の施策に係る連絡調整等地域住民の自立支援活動に関するもの）」。2号としまして、「人権・部落差別問題啓発推進活動」。3号としまして、「その他市長が適切と認めた事業」ということになっております。

○川上委員

除外規定があるんですね。

○人権・同和政策課長

対象経費のうち「食糧費、渉外費及び上部団体の会費に類する経費並びに市長が社会通念上適切でないとして認めた経費を除く」となっております。

○川上委員

補助金の名称が、同和団体という名称から部落差別解消推進団体と変わりましたね。目的も

変わったでしょう。どういうふうに変わりましたか。

○人権・同和政策課長

以前の飯塚市同和対策推進団体補助金交付要綱によりますと、同和地区における住民の自主的、組織的な教育活動を促進し、住民自らの教育水準、福祉の向上を図るため、人権同和行政と整合性を保ち、同和問題の速やかな解決に資するための費用について、同和対策の推進に資する団体に対して補助金を交付することについてこの規則を定めるほか必要な事項を定めるということになっておりました。

○川上委員

同和地区という言葉、同和問題という言葉が削除されているんですね。なぜですか。

○人権・同和政策課長

現在の要綱の中に同和地区という表現はございません。同要綱につきましては、平成30年12月17日付で改正のほうを行っております。改正の理由としましては、平成28年12月に制定されました部落差別の解消の推進に関する法律において、現在もなお部落差別が存在していることが明記されておまして、本市におきましても、平成30年4月から飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例を施行していることとの整合性を保つため、「同和」という表現を「部落差別」という表現に改めたものでございます。

○川上委員

今の答弁では、「同和地区」という言葉を削った理由が分かりませんね。

○人権・同和政策課長

同和地区と申しますのは、今では失効しておりますが、同和対策事業特別措置法で、その支援の対象とされておりました地域が、同和地区という表現をされておりました。そのため、この同和地区という言葉も、先ほど申しましたとおり、部落差別というような表現に改めたものでございます。

○川上委員

国の特別法が失効して、本市の条例あるいは補助金要綱の中から同和地区という言葉も削除するには何年かかりましたか。

○委員長

川上委員にお願いします。今、補助金要綱のほうに入っていますので、決算審査から大分離れていますので、よろしくお願いします。

○人権・同和政策課長

同和対策事業特別措置法が平成14年に失効しております。この要綱の改正が平成30年に行われておりますので、16年を経過しております。

○川上委員

平成13年度末で失効ですから、17年ではないのですか。

それで、この間に、関係団体へどれだけ税金で補助金を出したと思いますか。

○人権・同和政策課長

この2つの団体、合計いたしまして5億4897万9453円でございます。

○川上委員

この「同和地区」という単語を市の条文の中から排除するのに、部落解放同盟は当初どういう意見を述べていましたか。

○委員長

川上委員、再三申し上げます。要綱のほうに入って、決算から外れていますので、その質問は取りやめていただけませんか。（発言する者あり）決算とは関係ありませんので、別の機会に質問してください。（発言する者あり）

○人権・同和政策課長

申し訳ございません。私は、存じておりません。

○川上委員

この間、一般質問で覚書を紹介したのではないですか。部落解放同盟がこの同和地区を削除することに最後まで抵抗したんですよ。本市には、現在、同和地区は存在するんですか。

○委員長

川上委員、再三申し上げます。決算から外れていますので、その質問を取り下げてください。

○川上委員

飯塚市は、本市には同和地区は存在しないというのが、この間の立場ですね。議会でも答弁があったとおりです。せんだって同和地区問合せというのが、あったそうですね。それで、あなた方は「飯塚市職員差別事象対応マニュアル（同和地区問合せ）」、飯塚市職員のためのものを、部落解放同盟に言われて慌ててつくりましたね。中身を紹介していただけますか。

○委員長

川上委員、再三申し上げます。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 15：16

再 開 15：20

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

この「飯塚市職員差別事象対応マニュアル（同和地区問合せ）」につきましては、令和3年2月に策定をしたものでございます。このマニュアルの内容につきましては、項目が多いため説明は省略をさせていただきますが、それまでの経過についてご説明のほうさせていただきます。

まず、令和2年10月に本市におきまして同和地区を問い合わせる部落差別事象が発生をしました。その際に、課内におきまして情報の共有を行うとともに、本案件での課題や教訓について課の職員で協議をしております。その中で、このような問合せは、電話であれ、来庁者であれ、突然聞かれるもので、聞かれる側はいつ、どこで、こういった形で聞かれても感情的にならず、冷静に毅然とした対応をする必要がある。そのためには、対応マニュアルの整備と、同様の事象について各課との情報共有が必要であるという結論に至りまして、職員の発案により、この対応のマニュアルの作成を進めたものでございます。

○川上委員

同和地区問合せの電話がありました。部落差別事象です。正しくないでしょう。そもそも同和地区はないというのが本市の立場なのに、なぜこういうものが、堂々と同和地区問合せと書いてあって、この中に「同和地区」という単語が何回出てきますか。このような問合せがあったときの答えは一つしかないでしょう、職員としては。「同和地区はありません」と言えればいいことでしょう。確認しましょう。

○人権・同和政策課長

質問委員が言われますとおり、同和地区につきましては同和对策事業特別措置法の対象地域とされた地域をそのように表現をしておりましたので、その失効とともに現在では地区というものはございません。ただ、この本件事案につきましては、同和地区という言葉を使った問合せがなされたもので、同和地区が法的に存在するか、しないかにかかわらず、実際に起こった事案として捉えて、その内容を検証し、対応を行ったものでございます。

また、市の職員につきましては、特定職業従事者ということで、地域社会において人権教育及び人権啓発の推進者として啓発に努める役割がございまして、そういった意味で、この同和地区というものをマニュアルで使っているものでございます。

○川上委員

ないものを問合せられたら、「ありません」と答えるしかないでしょう。いずれにしても、答弁の中で本市に同和地区というものはないんだということは確認されたと思います。次に行きます。

それで資料47ページ、「部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告（2023年度）」というものがあります。これについて、見れば分かるんですけど、どういう相談内容があるのか。それから、この相談をしている人たちは部落解放同盟の構成員だけなのか、それ以外もあるのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

相談事業としましては、その内訳の項目としまして、「就労相談」や「教育相談」、「生活相談」、「農業・商業相談」、「その他」の相談ということになっております。特に就労相談につきましては、ハローワーク等の求人広告の案内などもされております。

また、この相談の対象者でございますが、この団体の構成員もしくはそれ以外の方ということは把握をしておりません。

○川上委員

資料36ページ、決算書がありますけども、この中で、歳出の部に「その他の行動」というものがあります。これは補助対象としてはどういう基準があるのかお尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15：34

再 開 15：35

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

ただいまのご質問について、少しお時間をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○川上委員

今、「その他の行動」についてお尋ねしました。

次は、決算書の上にあります「研修会費」なんですけれども、説明していただけますか。

○人権・同和政策課長

こちらの研修につきましては、市内の研修が1件、市外の研修が3件、県外の研修が9件、合計で13件となっております。県内の研修につきましては、福岡市、嘉麻市、田川市への研修。県外での研修は、東京都千代田区、愛媛県松山市、宮崎県宮崎市、滋賀県近江八幡市、熊本県熊本市、和歌山県和歌山市、兵庫県明石市、奈良県奈良市、京都府京都市となっております。

○川上委員

予算に対して決算が多いですね。どういう事情ですか。

○人権・同和政策課長

当初、この団体で見込んでいた研修の開催場所や回数などについて、増加をしたものと考えられます。

○川上委員

その内容をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

この研修費につきましては全て補助対象となっております、当初予算につきましては、対象の費用については把握をしておりませんので、その内容については分かりません。

○川上委員

この研修会に参加すると手当が出るんですか。

○人権・同和政策課長

手当のほうも支給されております。

○川上委員

幾らですか。

○人権・同和政策課長

1日当たり2千円となっております。

○川上委員

今年1月12日に市協の旗開きがあつて、立岩人権センターに集まっていますね。武井市長が行かれて、挨拶をしているようですが、この方々の手当は幾らですか。

○人権・同和政策課長

こちらについても時間をいただきたいと思います。後ほど回答させていただきたいと思ひます。

○川上委員

2千円ではないんですか。

○人権・同和政策課長

その内容も含めて、後ほど回答させていただきたいと思ひます。

○川上委員

人件費のうち、書記長の給料について説明してください。

○人権・同和政策課長

11月から1月以外の給与の支払いをしております。

○川上委員

3か月間はということですか。

○人権・同和政策課長

3か月間につきましては辞任をされておりましたので、お支払いをしております。

○川上委員

休養ではないんですか。

○人権・同和政策課長

辞任をされております。

○川上委員

そうしたら、2月から給料が発生しているのはということですか。

○人権・同和政策課長

書記長につきましては、令和6年2月から復職のほうをされております。

○川上委員

どういうふうには復職したんですか。

○人権・同和政策課長

書記長の復職につきましては、市協の規約において、大会に次ぐ決議機関であります市協委員会の中で協議をされて決められたと聞いております。

○川上委員

それはいつ確認したんですか。

○人権・同和政策課長

令和6年の1月29日に確認をしております。

○川上委員

どのように確認しましたか。

○人権・同和政策課長

令和6年1月29日に、口頭にて書記長になられたということをお聞きしております。

○川上委員

誰が誰に対して、どこで、そういうことを言われているのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

電話にてお話を聞いたと認識しております。

○川上委員

誰から誰に電話があったんですか。

○委員長

川上委員、再三ですけど、補助金のことではありますけれど、補助金の内容ではなくて、違う方向に進んでいますので、よろしく願います。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 15:58

再 開 16:08

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

申し訳ありません。この点につきましても、確認をさせていただいて、後ほど答弁をさせていただきます。

○川上委員

ちょっと驚いたね。その市協委員会というのは、いつ行われて、定数何人のところ何人で成立したわけですか。

○人権・同和政策課長

期日につきましては1月26日と把握しておりますが、その出席者などについては把握をしておりません。

○川上委員

26日に市協委員会をやったというのを、どうやって確認したんですか。

○人権・同和政策課長

連絡があった際に、1月26日に市協委員会が行われたということを聞いております。

○川上委員

もう今の話でも、何が何だか分からないですね。そもそも、部落解放同盟の規約は、31ページからありますけど、市協委員会で書記長選出ができるとどこに書いているんですか。

○人権・同和政策課長

規約の中では、任期の改選の際の役員の選出については大会の確認事項となっておりますが、それ以外の内容につきましては、その団体内での決められたことと聞いております。

○川上委員

規約に基づいて選出したと言ったじゃないですか。どこに書いているのかと聞いたんですよ。

○人権・同和政策課長

市協委員会につきましては、大会に次ぐ決議機関であるということで、その中で決められたというふうに聞いております。

○川上委員

さっきの答弁で、「規約により」と言ったじゃないですか。あなた方の判断と聞きましたよ。伝聞ではなかったでしょう。あなた方は、規約に基づいてこの書記長が選出されたのかと確認しなければ、新年度予算を準備する、補助金を準備するときにも、責任を持った予算計上ができるわけではないではないですか。どういうことですか。

○人権・同和政策課長

規約の中の市協委員会は、第6条によりまして、市協委員会は大会に次ぐ決議機関ということで、その中で決定をされたというふうに聞いております。

○川上委員

規約で、役員はどこで選ぶか書いていないのですか。

○人権・同和政策課長

役員改選の選出方法以外の選出方法については、規約の中には書かれておりませんので、先ほどから申します、大会に次ぐ決議機関である市協委員会の中で決定をされたというふうに聞いております。

○川上委員

このことは、今はもうネットで見られている方もあると思いますが、この書記長、立食パーティーの事実上の主催者に対して、飯塚市がこれほどまでの便宜、特別扱いを行い、そして電話1本で、市民の税金の塊を本人の給料として部落解放同盟が出すことを許し、その決算書を見て、なおかつ令和6年度の補助金の予算計上を行うということは、先ほど補助金要綱の紹介をしてもらいましたが、市長が社会通念上適切でないと思えた経費に該当してしまうのではないと思うわけです。副市長、答弁してください、久世副市長。

○市民協働部長

先ほどから担当課長が答弁させていただいております書記長の辞職に伴いまして、令和5年11月から令和6年1月にかけて、3か月間不在であったと。この件につきましては、補助金の返還を当然させていただいております。先ほどから申しますように、書記長が、再度、職に就かれたことにつきましては、先ほどから申します、総会に次ぐ議決機関であります市協委員会の中で決められたとお聞きして、市としてはそれを認めたような形で、現在に至っているところがございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○久世副市長

今質問委員がおっしゃいますように、答弁を保留させていただいた部分もあるわけなんですけど、当然これは原資が税金となっておって、人件費等が支払われているということになれば、当然そこには証明されるべきものがやはりあるべきだと私も考えます。電話で聞いたというのが、通達云々というのが、まだしっかり答弁できておりませんので、その辺も確認はさせますが、例えば規約の中でも、役員選出は総会で行うものとする。例えば任期の途中の場合には、総会を開くいとまがないときには、次の下部委員会が行うとか、そういったものが当然なければいけないかなというふうに私も感じておりますので、その辺も確認させていただいて、また答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

○川上委員

4月に定期大会が予定されていたじゃないですか。同じ人ということじゃなくても、考えにこだわる必要はないんですけど、定例改選がそこで行われるわけでしょう。今の話を聞いていたら、この方を特別扱いして、2月と3月の給料、税金の塊として渡したいというようなことではないのかと。

資料36ページに決算書があるんですけど、監査委員、監査委員、監査委員と書いているんですけど、署名がありませんね。どういう事情ですか。

○人権・同和政策課長

こちらのほうに、市の監査でも、実績報告のほうには、署名、捺印のほうをされておりますが、個人情報ということで、こちらのほうは消させていただいております。

○川上委員

これは消えていないじゃないですか。真っ白じゃないですか。空白ですよ。

○人権・同和政策課長

こちらにつきましては、黒塗りをすべきところを白塗りをしております。申し訳ありません。

○川上委員

白塗りというのはよく分かりません。これはどうしたんですか。

○人権・同和政策課長

原本に白色のカバーをしまして、コピーをしたものでございます。

○川上委員

これは公文書でしょう。

○人権・同和政策課長

市の取得した文書でありますので、公文書でございます。

○川上委員

黒で塗らずに白で塗ったら、改ざんではないんですか。

○人権・同和政策課長

原本につきましては、この署名をされたもので残っております。決して改ざんをする意図で、この白塗りのカバーテープをして印刷をしたものではございません。

○川上委員

過去10何年の間、何億円もお金を、国や県からの補助金もなしに真水の税金だけで、この団体の幹部の人件費、行動費を出し続けて、5億円にも6億円にもなっているわけでしょう。これはどこかでやめないと、このままいけば、今後10年の間に、何億円お金が要りますか。値上げを要求されたらどうするんですか。その一つ一つの局面であなた方は、不確かなこと、そして場合によっては公文書の改ざんまでしてこういうことをやり続けていると。とんでもない関係ですよ。

それで、このことを指摘して、あと残りの答弁してもらっていない部分については、タイミングを選んで答弁してください。その折に、また質問します。

○委員長

次に、93ページ、総務管理費、男女共同参画推進費、女性の悩み相談員謝礼金について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

決算書の93ページ、女性の悩み相談員謝礼金、21万円についてお聞きいたします。男女共同参画推進センターのサンクスでは、女性のための相談事業が行われておりますが、どのような相談体制を取られているのか、お尋ねいたします。

○男女共同参画推進課長

女性のためのサンクス相談では、福岡県弁護士会所属の女性弁護士による法律相談を毎月2回、女性相談員による一般相談を毎月4回、県労働者支援事務所の相談員による職場の悩み相談を毎月1回、福岡県ママと女性の就業支援センターの就業アドバイザーによる就業支援相談を毎月1回という形態で4つの相談事業を実施しており、市内に在住、在勤及び在学している女性が抱えている悩みや問題について、それぞれ面談形式でお話をお聴きし、問題解決に向けたアドバイスなどを行っております。

○金子委員

法律相談、一般相談、職場の悩み相談、就業支援相談という4つの相談をやっているということですが、特に法律相談、一般相談の相談者の年代の内訳は、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○男女共同参画推進課長

令和5年度の年代別の実績を申し上げますと、法律相談の相談者数が59名で、10代から20代までの若年層による相談者は少なく、30代から70代以上までは、いずれの年代もそれぞれ約10名の方から相談がっております。また、一般相談の相談者数は36名で、10代から20代までの若年層による相談者はなく、最も多いのが70代以上で12名、30代から60代までいずれの年代もそれぞれ6名の方から相談がっております。

○金子委員

お話を聞きますと、10代、20代の若年層の相談が少ないとのことですが、そのことをどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○男女共同参画推進課長

10代、20代の若年層に限らず、市内には相談に至っていない困難な問題を抱える女性も潜在的におられると思いますので、ホームページを工夫するなど、更なる相談事業の周知に努めるとともに、庁内の連携体制を強化し、支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○金子委員

ホームページを工夫することも大切だと思いますけれども、県とか国の相談事業を、大学や学校などに案内していくこともやっていただけたらなと思っております。

サンクス相談のうち、法律相談と一般相談の相談内容の内訳は、どのようになっているでしょうか。

○男女共同参画推進課長

令和5年度の相談内容の実績を申し上げますと、法律相談は59件で、主な内容としましては、夫婦間トラブルが16件、約27%。相続に関するものが13件、約22%となっております。

また、一般相談は36件で、主な内容としましては、離婚をはじめとする夫婦間の問題が16件、約44%。次に親子を含む親族に関する問題が7件、約19%となっております。

○金子委員

では、このサンクス相談、担当課としてはどのような評価をされているのか、お尋ねいたします。

○男女共同参画推進課長

サンクス相談事業は、女性の弁護士や相談員が様々な悩みや問題を抱える女性の立場に立って相談に応じ、専門知識を持って相談者に寄り添いながら対応をしております。女性に特化した相談事業は、当課独自の取組であり、デリケートな問題などを、女性が安心して相談できる場所として大変重要なものと考えております。

○金子委員

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が4月に施行されました。庁内の相談体制の連携は、どのようになっているのでしょうか。

○男女共同参画推進課長

困難な問題を抱える女性への支援につきましても、DV支援と同様に、当課をはじめ複数の関係課が連携するワンストップの相談体制を整えており、相談者の意思を尊重しながら、支援方針の検討などを行っております。

○金子委員

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では、相談体制においても、民間団体との連携、また、協働が必要と言われております。どのように取り組んでおられますでしょうか。

○男女共同参画推進課長

本市で活動されている民間団体と、随時、意見交換を行い、困難な問題を抱える女性の支援を行っております。また、本年2月には、福岡県から業務委託を受け、困難を抱える女性の支援事業を行っております民間団体の相談先が記載されたカードを、市内の中学校3年生に配付するなどの取組を行っております。

○金子委員

カードを配付されたということなんですけれども、それを、ぜひ、ずっと続けていただけたらと思っております。

この女性の新法と言われる、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、計画策定は市町村の努力義務となっております。計画の策定については、どのようにお考えでしょ

うか。

○男女共同参画推進課長

市町村の計画策定は努力義務ではありますが、令和8年度に策定予定の次期飯塚市男女共同参画プランとの調整を図りながら、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づいた基本計画策定の検討を行っていきたいと考えております。

○金子委員

本市の支援を必要とする全ての世代の女性に対して、本市の今までの取組の成果や課題を整理するためにも、基本計画を策定していただきたいと考えます。ぜひ、相談体制の充実を図っていただきたいと思っております。以上です。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:29

再 開 16:30

委員会を再開いたします。

95ページ、総務管理費、交流センター費、交流センター運営審議会委員報酬について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

それでは私のほうから、交流センターの運営審議会委員報酬について何点かご質問させていただきます。

まず、飯塚市の交流センター条例には、交流センターの円滑な運営を図るため、各交流センターに交流センター運営審議会を置くというふうになっておりますけれども、この運営審議会の委員のメンバー構成について、まず、お尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

運営審議会委員の構成は飯塚市交流センター条例第18条第2項及び第3項に規定しております。委員の定数は、各交流センターにおいて8人以内とし、市民の交流に関する事業、地域活性化に関する事業、まちづくりに関する事業、生涯学習の推進に関する事業、交流センター設置の目的達成に必要な公益的な事業の関係者、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者となっております。

○田中武春委員

それでは、令和5年度の審議会の開催の頻度と委員の出席者数、また審議内容についてお示しください。

○まちづくり推進課長

開催頻度につきましては、各交流センターにおいて毎年度1回、もしくは2回開催しております。令和5年度には12交流センターで延べ14回の会議を実施しております。委員の出席数は、延べ92名となっております。審議内容につきましては、前年度開催しました講座やサークル活動などの生涯学習事業、また、まちづくり協議会に関する事業、貸し館利用者数の報告、反省点などを審議していただいております。実績報告と併せ、当該年度に取り組む事業方針等についても審議をしていただいております。

○田中武春委員

それでは、第2次飯塚市男女共同参画後期プランでは、審議会等における女性委員の割合を40%から60%とすることを目標数値に定めているところでありますけれども、令和5年度の交流センターの運営審議会の委員の男女比についてお示しください。

○まちづくり推進課長

令和5年度は12交流センターで85人に委嘱をしております。85人のうち、女性委員は36人、登用率としまして42%となっております。

○田中武春委員

何とかクリアをしているということで理解しました。

令和5年度の審議会委員の報酬の内訳についてお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

審議会の委員の報酬につきましては、「飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第2条に、審議会等の委員の報酬額を定めております。これに基づき、日額5900円を支給しております。そのほか、同条例第5条に基づき、交通費等の費用弁償として日額800円を支給しております。

○田中武春委員

日額5900円と交通費等の費用弁償として日額800円を支給していることで分かりました。私のほうから一つ、交通費の支給する方法ですけれども、大きく分けて実費支給と一律支給、この2種類があるわけですが、必要な交通費は人によって異なるというふうに思います。金額が前もって定められている一律支給では、要するに、損をする人もおれば、得をする人も出てくるのではないかというふうに思います。交通費については、基本的には実費弁償という概念で、実費支給というのを、今後、また検討していただくよう要望しまして、この質問を終わります。

○委員長

続きまして、96ページ、総務管理費、諸費です。行政協力員等謝礼金について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

それでは、続きまして、行政協力員等の謝礼金についてお尋ねします。

飯塚市では自治会長に対して行政協力員として市の事務の一部を委託しておりますが、令和5年度の行政協力員の人数と事業内容についてお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

令和5年度の行政協力員の数は270人となっております。

事業内容につきましては、各調査票、報告書の配付及び収集に関すること。市報の配付、その他市民を対象とする連絡事項の周知徹底に関すること。高齢世帯等に関わる世帯情報の把握並びに災害発生時の対応及び市の関係機関との連携調整に関すること。地域の状況把握に関わる市の機関との連携調整に関すること。そのほか、市の機関から特に依頼された事項を行っていただいております。

○田中武春委員

結構、業務量としては莫大になると思いますが、この謝礼金の算定方法や、1人当たりの謝礼金についてお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

行政協力員への謝礼金につきましては、平等割として、一律月額1万500円。併せて、毎月配付していただいている市報等の配付世帯数に応じ、1世帯当たり月額98円を支給しております。

地域によって加入の世帯数が違いますので、1人当たりの謝礼金の額は異なります。参考ではございますが、平均として、1自治会当たり133世帯、支払い金額にしますと1月3万1360円となります。

○田中武春委員

行政協力員の謝礼金は平等割として一律月額1万500円。市報等の配付1世帯当たり月額98円の合計ということですが、この2つの単価はどの時期からでしょうか。

○まちづくり推進課長

平成18年3月26日の合併時からの単価になります。

○田中武春委員

行政協力員の謝礼金は、今、平成18年の合併時から一度も見直しが行われていないということが分かりました。

行政協力員の方は市報等の配付、それから市事業等の連絡調整や、災害等の対応、高齢者等の見守り活動など、自治会の活動を支えていただいております。

合併当時と比較すれば、自然災害、それから交通安全、犯罪抑止など、安心・安全を揺るがす困難な課題が年々増加をしているとともに、行政から自治会への依頼業務も増加傾向にあると思います。それら業務に対して謝礼金の金額は適切な対価なのか検討を行っていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

次に、100ページ、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事務費について質問をさせていただきます。個人番号カード、マイナンバーカードの申請及び交付のため、休日窓口を開催されておりますが、その実績についてお尋ねをいたします。

○市民課長

マイナンバーカードの休日窓口につきましては、平日の開庁時間に来庁が難しい方などを対象に、マイナンバーカードの申請・交付及び電子証明書の更新を行っていただけますよう、原則として各月の最終日曜日に、マイナンバー制度が創設された平成27年度より開設しております。直近の開設回数の実績としましては、令和4年度が13回、令和5年度が14回でございます。

○藤堂委員

おおむね月1回開催していただいて、少なくない人数の方が出ていると聞いておりまして、休日対応ありがとうございます。

では、休日窓口における申請及び交付の実績についてお尋ねをいたします。

○市民課長

休日窓口における申請及び交付の実績につきましては、休日窓口開設1日当たりの件数としまして、令和4年度は、申請が平均83件、交付が平均171件。令和5年度は、申請が平均12件、交付が平均79件。令和6年度は、申請が平均33件、交付が平均40件となっております。

○藤堂委員

多いときで200件ぐらいで、直近では平均40件ほどと理解いたしました。

では全体のマイナンバーカードの申請・交付率はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○市民課長

マイナンバーカードの申請・交付率につきましては、令和6年8月末日現在の累計申請件数は11万1620件で、人口に対する申請率は89.3%、また、累計交付件数は10万126件で、人口に対する交付率は80.1%となっております。

○藤堂委員

事業の性質上、国からの補助金での運営だと理解しております。

本市のマイナンバーカードは申請で11万件を超えていると、取得も10万件を超える方が取得をされているという状況だと思います。12月に健康保険証と一体となって、また今後は免許証とかとも一体となるのかなと考え、利用価値が大きくなってくると予想しておりまして、この休日開催の事業ですけど、マイナンバーができてからということで、10年ぐらいが経過をしているのかと思っています。この年月に取得をされていない方というのは何らかの

理由があるのではないかと推察をいたします。取得数に比例して取得件数も年々減ってきております。今後、健康保険証との一体化と更新というものもございますが、10年経過していますし、もちろん日中も受け付けてございますので、今後、開催日数の変更だったり、他市の動向を見て、職員負担もございますので、時期を鑑みて休日開催の在り方というところを検討していただければと思います、意見させていただきます。

次に、マイナンバーカードの申請後、受け取りに来ていない方のカードの管理についてお尋ねいたします。

○市民課長

マイナンバーカードは申請されて、カードが出来上がると市に送付され、事前処理後、ご本人様宛てに交付通知書を郵送し、受け取りのためにご来庁を案内しております。受け取りに来られるまでの間はマイナンバーカードは市において鍵のかかる保管庫に厳重に保管しております。その中には、来庁が難しいなどの諸事情により長期にわたり保管しているカードもございます。

○藤堂委員

長期にわたって受け取りに来られない方への対応についてお尋ねいたします。

○市民課長

マイナンバーカードが出来上がり、市が郵送する交付通知書には、あらかじめ半年をめぐにお受け取りいただくよう記載しておりますが、来庁が難しいなどの諸事情に配慮する形で、その期間を経過した後も保管を継続しております。

受け取りに来られない方への対応としましては、交付通知書の発送後、半年以上が経過された方に対し督促を定期的を送付しております。直近の督促については、令和6年6月に538名に送付し、同年8月末時点におきまして、そのうち103名が受け取られております。

○藤堂委員

長期にわたって受け取りに来ていない方のカード自体は廃棄することが可能なのか、お尋ねいたします。

○市民課長

総務省の通知によりますと、督促を通知し90日間を経過しても受け取りに来られなかった場合は、保管期間経過後、廃棄する旨を督促に明示することにより、廃棄を行うことも可能とされております。本市としましては、本人様からの受け取りをしない意思の確認が取れないことや、廃棄後に受け取りを希望した場合、申請を最初からやり直すこととなり、再度、時間と手続を要することになり、ご本人に負担が発生することなどを理由に、廃棄せず、保管を継続しております。

今後も新たな国の施策等により、以前には不要であった方が必要となるケースも想定されますので、引き続き、開庁時に受け取りができる体制を取っていきたいと考えております。

○藤堂委員

最後、要望になりますが、申請をされて取りに来られない場合、電話番号等の記載がないため、郵送での通知が今の手段だと思っております。郵送で再通知をしても来られない方、また、来ない方、忘れている、引っ越された、また亡くなっていると様々な理由がある中で、総務省としても、6か月後に催促の通知を出して、3か月後に取りに来られない場合は、「廃棄します」の通知を出せば、廃棄は可能であるというふうになっております。

ただ、現在、本市としては金庫に保管して管理をしてくださっておりますが、未取得のカードというのは年々増えていっているということを知っております。また、郵送しか手段がないので、電話もできないし、持って行くこともできないと。そして、確認もできない。もちろん亡くなった方のカードなども含まれている状況で、問題としては、本人確認が取れない未取得の方が年々増えていることと、申請しつ放しのルールであることだと思っております。あと、業

務の煩雑性などがあると思います。

金庫管理が増えていく一方で、いつまで保管するのか本市として決めていない状況でありますので、今後、マイナンバーカードの保管に関しては、一定の期間を設けて管理していただければと思います。要望いたします。きちんと申請の際に、この期間以上に取りに来られないと再申請になりますと言えば、問題ないと思いますので。市役所は都合のいい倉庫ではないと私は思っておりますので、期間を設定することは特段不利益を被ることではなくて、むしろ健全だと思っておりますので、ご検討のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○委員長

次に、質問事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

川上委員の保留していた質疑は、総括質疑をお願いいたします。総括質疑として保留しましたもの以外の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:37

再 開 16:39

委員会を再開いたします。

次に、第3款、民生費について、104ページから124ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています105ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、社会福祉施設の維持補修費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料49ページの説明をお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

所管施設であります庄内保健福祉総合センターハーモニーと穂波福祉総合センターの令和3年度から5年度までの過去3年間の維持補修費の内容を記載しております。

令和5年度の補修内容は、庄内保健福祉総合センターハーモニーでは、建具関係4件、40万5900円。排水設備関係2件、19万1400円。合計59万7300円です。

それから、穂波福祉総合センターは、空調関係1件、41万2500円。電気設備関係2件、61万7100円。管理設備費関係2件、75万9880円。合計178万9480円となっております。

○川上委員

備考欄の説明をお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

穂波福祉総合センターは指定管理になっております。それで令和4年度から8年度まで基本協定を結んでおりまして、1件当たりの見積額が20万円未満の場合は指定管理側のほうの負担となっております。20万円を超えた場合についての修繕等は市の負担で行っております。

○川上委員

室温管理について、穂波福祉総合センターですけれども、エアコン対応の実績をお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

令和3年度は空調機修繕で24万6400円です。それから、令和5年度は、脱衣所系統の空調室の室外機のインバーターの修繕を行っております。

○川上委員

抜本対策はどのように行う考えですか。

○社会・障がい者福祉課長

実際に故障しているのは、機器そのものというよりも、電気系統がやられておりますので、

実際にやろうとすると、この工事は閉館を伴わないと利用者の安全が確保できません。それで、一定期間の閉館をする前提で、この工事をすることを考えております。

○川上委員

具体的には。

○社会・障がい者福祉課長

具体的には今から検討という格好になりますので、そういうふうに考えておりましたのは、今の契約期間が切れるところで、次の指定管理を募集する際に、一定期間休むように考えておりましたけども、壊れる危険性が高くなっておりますので、できるだけ前倒しで考えたいと思っております。

○川上委員

お湯の温度管理についてです。レジオネラ菌対策、湯垢排除のためのオーバーフローなどのために、どうしても必要だと思いますが、今適正に管理されているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

現在のところは適正に管理されております。

○委員長

次に、107ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、学習支援事業委託料について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

107ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、学習支援事業委託料について、質問いたします。この事業は生活習慣や学習環境に課題を抱えているであろう生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもたちを対象として、実施している事業ということですが、事業内容と対象者を教えてください。

○生活支援課長

本事業は、生活習慣や学習環境に課題を抱えた生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもたちに、学習支援を実施するとともに、生活習慣・育成環境の改善や進路等についての助言・指導を行っております。このように子どもの成長過程における人格形成等をサポートすることが、次世代への貧困の連鎖を防止することに非常に重要なものと考え、平成25年度から実施しております。小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を、この事業の対象者としておりますが、対象者の兄弟姉妹の場合は、小学校低学年の児童も受け入れております。

開催は、毎週土曜日、午前10時から午後2時に、伊岐須会館において「学び場・ふたせ」、若菜小学校で「学び場・ほなみ」の2か所において、午前中2時間は学習を行い、昼食を挟んで午後からは工作やレクリエーション等を行っております。また、令和6年度より新たに庄内交流センターにて、「学び場・しょうない」を開設し、合計3か所で本事業を実施しております。

○石川委員

それでは、過去3年間の参加者数はどのような状況になっておりますでしょうか。

○生活支援課長

過去3年間の参加者の状況としましては、30名定員の会場が2か所で合計60名の定員に対しまして、令和3年度が21名の参加登録、令和4年度が25名、令和5年度が26名となっております。コロナ禍以前は1会場当たり20名弱の参加登録が安定的に確保できる状況でしたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言発令等の影響により、本事業のような集合型事業の開催が縮小することとなり、その後、参加登録者が減少し、現在までなかなか回復を見せない状況となっております。

○石川委員

コロナ禍もあり、参加者数が減少しているとのことですが、事業の実績としてはどのような状況になっておりますか、過去3年間の事業の実績をお尋ねします。

○生活支援課長

この事業は、平成25年度にまず穂波公民館1会場で開始し、平成27年度から鎮西公民館を開設し、2会場での開催としていましたが、公民館の改修等に伴い、現在では若菜小学校及び伊岐須会館に場所を変更して開催しております。

過去3年間の事業実績といたしましては、令和3年度は参加登録者数21名、開催回数は32回、延べ参加者数167名。令和4年度は参加登録者数25名、開催回数40回、延べ参加者数444名。令和5年度につきましては、参加登録者数は26名、開催回数は40回、延べ参加者数につきましては491名となっています。令和5年度の委託料につきましては、623万5千円となっております。

財源につきましては、生活困窮者就労準備支援事業費等委託補助金を活用しており、補助率は2分の1となっております。委託料623万5千円のうち、食事代は補助対象外となりますので、623万5千円から食事代にかかる経費46万2千円を差し引いた577万3千円の2分の1で、100円未満を切り捨てといたしました288万6千円が、国からの受入額となっております。

○石川委員

実質市の負担額というのは334万9千円ということでしょうか。

○生活支援課長

そのとおりとなります。

○石川委員

平成25年度よりこの事業は行われていますが、これまでの実施状況、経験等を踏まえて、今後この事業を続けていく上での課題は、何だと考えられますでしょうか。

○生活支援課長

本事業におけます現状の課題としまして、コロナ禍で著しく減少した参加者の確保であると考えております。事業の対象者が生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯でありますことから、その性質上、広く一般に事業PRを行い、参加者を募ることが難しい状況もございます。そのため生活保護世帯へは、ケースワーカーが対象年齢の子どもを養育されている世帯を全戸訪問し、事業の説明と子どもの参加登録を呼びかけております。

それ以外の対象と思われる世帯の参加確保への取組といたしましては、毎年市内の学校に対しまして、事業の開催案内と学力等に課題を抱えた対象世帯への個別案内の協力依頼を行っております。また、教育委員会の就学援助申請窓口への本事業の参加者募集のポスター等の掲示等、参加者確保の取組を継続して実施してきているところでございますが、その効果が目に見えて表れているとまでは言えないのが現状です。このような参加対象年齢の子どもたちは、その参加意思が養育者の意思に大きく影響を受けることが多く、まずは養育者に十分に事業の趣旨を理解していただくことで、養育者から子どもたちへの参加の働きかけを強く行っていただくよう図っていくことが重要であると考えております。これまでの参加者確保への取組を継続するとともに、参加者の確保に何が必要なのか、新たな手法について模索しているところでございます。

○石川委員

この学習支援事業は成長過程にある子どもたちの人格形成等をサポートし、参加される子どもたちの居場所として必要な事業であると感じています。この事業を通じて、子どもたちがどのように変わり、成長していったか、また効果はどのようにになっているかを振り返り、今後の展望を教えてください。

○生活支援課長

この事業に参加しています子どもたちは、九州工業大学の学生ボランティア等からの個別学習指導や、レクリエーションなどを通じて学習や遊び、活動への興味、意欲、人と関わること

の面白さや楽しさなどを身につけていきます。これにより、進学への意欲も向上し、実際に大学生のアドバイスもあり、大学進学を果たした子どももおります。子どもたちは年齢の近い大学生をより身近な大人として親しく接しており、大学生と交流することで、生活習慣の改善、学習意欲の向上など、様々な変化が見られ、自分も頑張れば大学に行けるのではないかと可能性が広がる考え方が生まれてくるのもまた大きなメリットとなっております。

このような事業を市内全域で広く実施していくことが理想ではございますが、まずは令和6年度より開催場所を1か所増やし、3会場での開催といたしております。

また、令和4年度に導入したタブレットを活用し、リモートでの学習にも力を入れているところでございます。今後もこのような集合型での事業を展開し、大学生等と触れ合うことで、成長期に当たる子どもたちの人格形成等をサポートしていくとともに、IT能力の向上や、様々なスキルの習得に寄与することを目的に、オンラインを活用した幅広い学習に取り組んでまいりたいと考えております。

○石川委員

令和6年度は新たに3か所で事業を実施され、事業の取組について様々に検討されていると思います。引き続き、子どもたちの居場所を充実させる取組を続けてください。よろしく願います。

○委員長

続きまして107ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援事業について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

107ページの社会福祉総務費です。よろしく願います。

コロナ禍以降、現在も原油高・物価高騰が続いております。そんな中生活に困窮される方々の生活は非常に厳しい状況が続いております。そのような方々への支援において、生活自立支援相談室での相談業務は重要であるというふうに考えます。

そこで、本市の過去3年間における相談実績はどのようになっているのかを伺います。

○生活支援課長

本事業におけます過去3年間の新規相談受付件数は、令和3年度は770件、令和4年度は286件、令和5年度は234件でした。そのうち支援プラン作成件数は、令和3年度が89件、令和4年度は114件、令和5年度は141件。

この支援プラン作成者の中には就労支援対象者も含まれており、そのうち、就労に結びついた方の割合は、令和3年度が33%、令和4年度は46%、令和5年度は40%。支援を終結した方のうち、自立に向けて何らかの改善が見られた方の割合は、令和3年度は80%、令和4年度は96%、令和5年度は92%となっております。

○奥山委員

令和3年度はコロナ禍ということで、770件の相談があったということで、かなりの件数があります。そのうちプランを作成された方は89件というふうに、かなり4年度、5年度に比べると少ないという気がします。

そこで、生活自立支援相談室には様々な悩みを抱えて相談に来られるわけですが、特に就職についての相談があった場合は、どのように支援を行っておるのか伺います。

○生活支援課長

多様な悩みを抱える相談者への就労支援につきましては、相談者の現在までの生活歴等を詳細に聞き取り、適性に合った業種へのあっせんやハローワークへの同行、履歴書の書き方、面接の練習等、手厚く支援を実施しているところでございます。

○奥山委員

短時間の中でその方の適性とかいったものを把握されながら、業務の業種のアっせんやハ

ローワークへのそれから履歴書、また面接の仕方ということですね。寄り添っていただいているなどということで感謝いたします。今後ともよろしくお願いします。

次に、そのような支援の結果、支援終結に至っているケースもあるようですが、支援終結したケースは全てにおいて就職に至っておるのかどうか伺います。

○生活支援課長

相談室に来られます方々の傾向といたしましては、相談者の求める就労先と求職情報のマッチングが難しいといった状況のケースが多く見られます。求職活動は続けているものの、結果的に就職に結びつかず、周囲の支援や貸付金の利用等により、一時的に状況が改善したとのことから、本人の希望により支援を終結させていただいているケースもございます。また、就労を希望されていても、精神疾患等により通院等を優先することもあり、就労支援対象者としてプランを作成した方でも、就労しないまま支援終結となる場合もございます。

○奥山委員

なかなか個人——。難しいところがあると思います。

今もおっしゃったように、プランを作成しても、就職に至らないという場合もあるとのことですが、就労支援による就労率の目標値はどのように設定しているのか。また、目標値に満たない理由はどのようなことがあるのか、お尋ねします。

○生活支援課長

本事業におけます目標値は、国の示す人口当たりの目標値を設定しており、就労率75%が目標値となっております。令和4年度の実績では46%、令和5年度は40%となっており、今のところ、目標値には至っていないのが現状でございます。しかしながら国の示す目標値は人口規模により算出されるもので、地域の保護率や求職の情報等が加味されたものではございません。現状では本市にとってはやや高め目標値となっておりますが、一人でも多くの方に支援が届くように努力をしているところでございます。

○奥山委員

何か目標値の設定が難しいというふうには伺いましたが、目標値に向かって努力されているというところは分かりました。

それでは、自立に向けての支援を行った結果、どのような改善が見られたのかをお尋ねいたします。

○生活支援課長

支援プランを作成し、支援を行った方は、基本的に目標達成や課題解決により支援が終了となります。支援の結果、自立に向けて改善が見られた者の割合は92%となっており、多くの方で就労開始、増収、債務整理などの経済面や、住まいの確保、家族関係の改善、精神の安定、自立意欲の向上など、様々な面で相談当初より改善が見られております。

○奥山委員

改善が見られたということでご本人一人の場合もあるでしょうし、ご家族がおられる場合もあるかと思しますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、就労に至らずに改善が見られない方へのフォローはどのように行っているのか伺います。

○生活支援課長

就労支援対象者のうち、一般就労が難しい方につきましては短時間就労や障がい者雇用枠など、様々な働き方の提案を行っております。また、改善が見られなかった方の中には、音信不通、行方不明等により相談室に来られないまま支援終結となった方もおられます。相談員が何度も電話連絡や自宅訪問し、現況確認を行うなどの対応をしておりますが、どうしても連絡が取れない場合は、やむを得ず支援終結となっております。

○奥山委員

相談員の方が現地まで何度も行かれるということでご苦労かけますけれども、最後までどうぞよろしく願いいたします。以上で終わります。

○委員長

次の金子委員の質疑につきましては、取り下げる旨の申し出がっております。

次に、107ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、重層的支援体制整備事業について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

社会福祉費、社会福祉総務費、重層的支援体制整備事業について質問します。

進捗状況についてですが、重層的支援体制整備事業の概要についてお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

この事業ですが、社会福祉法第106条の4で定める重層的支援体制整備事業につきまして、市町村における相談支援、地域づくりに向けた支援に係る既存の取組を生かしつつ、新たに参加支援を加え、相談支援、地域づくりに向けた支援及び参加支援の3つの支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するものとして、同法の改正により令和2年6月に当事業が創設され、令和3年4月に施行されました。市町村による包括的な支援体制づくりのための手法の一つである任意の事業でございまして、令和5年度、6年度はこの準備事業を行っております。

○石川委員

包括的な支援体制づくりのための手法としての任意の事業ということですが、飯塚市における重層的支援体制整備事業の必要性についてお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

本市におきましても、地域共生社会の実現のため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する必要があることから、同法で定める重層的支援体制整備事業を実施することとしており、令和7年4月から実施するように準備を進めております。

○石川委員

令和7年4月からの本格実施に向け準備を進められているというご答弁ですが、では、令和5年度における飯塚市の重層的支援体制整備事業の進捗状況をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

令和5年度については、庁内調整会議を11回、それから当事業の委託先であります社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会との協議を22回実施いたしまして、該当する複雑化・複合化した案件が2件ございましたので、当該案件に対する支援会議を7回実施、先行自治体である糸島市、同市での体制づくりを視察し、同じく先行自治体であります久留米市地域福祉課と令和6年2月のウェブ会議により、地域づくりの体制づくりを中心に説明を受けております。

○石川委員

庁内調整会議を11回実施されたとのことですが、どのような構成メンバーなのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

令和5年度の立場になりますけれども、この事業は、高齢者、子ども、障がい者、生活困窮の4分野であることから、福祉部長、福祉部参与、子育て支援課長補佐、同課の子育て支援政策係長、高齢介護課長補佐、同課の高齢者支援係長、生活支援課総務係長、同課の生活支援第1係長、社会・障がい者福祉課障がい者自立支援係長、それから当事業の委託先であります社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会、社協改革連携室長、社協改革連携室専任相談員、地域課担当係長を構成メンバーとし、社会・障がい者福祉課長社会福祉係が事務局を務めております。

○石川委員

庁内調整会議の開催頻度をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

庁内調整会議の開催頻度につきましては、毎月1回開くこととしております。なお、令和5年7月は糸島市の視察がございましたので、準備等もあったことから開催しておりません。そのため12回ではなく、11回実施となっております。

○石川委員

庁内調整会議における協議内容についてお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

初めての事業でございましたので、まずは庁内調整会議の構成メンバーに対して事業実施に対する説明及び概要についての学習会を実施いたしました。

毎月1回開催している庁内調整会議の協議につきましては、令和7年4月の本格実施に向けた方向性の体制整備やルールづくりを整える必要がございますので、県内で先行実施している糸島市、久留米市の視察を行い、今後の体制整備や方向性について協議を続けてまいりました。

また、必要なルールづくりとして、重層的支援会議設置要綱及び支援会議設置要領の制定に向けた協議、それから使用する様式の検討を行っております。模擬会議を実施しながら方法を模索しております。さらに、具体的な案件の実施内容について、この会議で報告を行い、この中で高齢、障がい、子ども、生活困窮の専門職同士が、初めてそれぞれ専門外を含めて連携し協議すること。初回は、庁内調整会議のほぼ全員が見守る中でこの模擬会議を行ったことによりまして、それぞれ固くなって意見を述べにくい状態になっております。

それで、その問題解決のために、専門職同士で相談案件の処理方法を事前に検討する「6者会議」という、他市町村で見られない会議体を設置することを決定いたしております。なお、この6者会議のメンバーは、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、こども家庭センター c o c o s u m o、生活自立支援相談室の既存4相談機関と、他機関協働事業者でございます社会福祉協議会、それから事務局として社会・障がい者福祉課の重層担当によって構成しております。

年度末には、毎月1回集まるだけでは本格的スケジュールが苦しくなることが見込まれたため、進捗を加速するために、庁内調整会議の下に専門部会を設置し、分業して検討した結果を説明いたしております。

重層的支援会議では、個別案件に対する具体的な支援方法を検討したプランを用意する必要がありまして、とにかくこの仕組みを整えることに注力してまいりました。その間、地域づくりや参加支援については、既存の高齢者施策の一つであります生活支援体制整備事業第2層協議体の運営を主に社会福祉協議会に委託してありまして、コーディネーターが各地域に配置されていることから、これを発展する形で実現する取組でございました。想定よりも遅れておることから、社協のほうからモデル地区を選定したいという申し出がございまして、年度末から今年度当初にかけて、当該地域に社会福祉協議会が事業の説明を行っております。

重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障がい、子ども及び生活困窮の4分野の相談支援や地域づくりに係る既存事業の補助金と、重層的支援体制の強化に必要な新たな機能としての補助金が一体的に交付される、いわゆる「一括交付金」という新しい仕組みがございまして、令和5年度中は、この運用について、当初の学習会で勉強を行いまして、その後は、本年度、専門部会を設置しましたので、それに向かって勉強を行っております。

このような形で、だんだん形になってきた本年度の準備事業の基礎づくりを、令和5年度には取り組んでまいりました。

○石川委員

糸島市の視察、久留米市のウェブ会議での視察をされたということですが、担当課としての知見をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

糸島市には、令和5年7月11日に出張しております。この時点では、本市ではまだ模擬支援会議も実施されておられませんので、具体的に何をしなければいけないかという点の確認を基本としております。糸島市はどちらかといえば社協主導であるような感じを受けましたが、これは否定すべきものではなく、実際に全国的にもこういう方式になっているところも多いので、この形態でも問題はないと考えております。

また、地域づくりの手法については、糸島市では地区社協による各地域で運営されている支え合い会議というものを活用しており、市が直接的にはかかわらず、情報共有のみに関わる、つまり見守る姿勢で行っておりまして、地域の温度差はあるということでございます。一括交付金の処理について特に専門部門も設けておらず、福祉部門の各課で対応しております。重層の実施による新たな事業は発生しておらず、3年後、10年後のロードマップを考えてみたものの、維持管理でいっぱいではないかということでございました。

実施に当たり先進地としての視察ではなく、久留米市の職員を招いて、重層とは何かという説明を受けたということでございましたので、同様に、久留米市に申込みをしております。糸島市の特徴として感じた点につきましては、既に発生している問題点は本市が実施する場合も問題点もあり得ると捉えて考えるという意味で、有意義なものであったと思っております。

続けて、令和6年2月27日に、本庁研修室で庁内調整会議メンバーと各課の担当者が集まりまして、久留米市とウェブ会議形式で研修を実施しております。久留米市は全国的に見てもかなり先進的な取組をしております、発信力、発想力においても、かなり違った印象を受けております。

まず、重層的支援会議及び支援会議は毎月1回行われているほか、必要に応じて縮小版や臨時会議も開催しております。会議の構成員は、固定のメンバーとしては、本市の調整会議と同様ですが、案件に応じて、家族、民生委員、自治委員、ケアマネジャー、子どもの学習支援事業者、ホームレス支援団体、ハローワーク、地域の商店主のほか、市の関係課として市営住宅担当課、児童虐待担当課、それから男女平等推進担当課、学校教育担当課のスクールソーシャルワーカーなども参加しております。重層的支援会議は個別ケース会議でございますが、久留米市独特のものとして、重層支援会議は「重層的な支援体制の構築を考える会」と位置づけ、「各課・機関で日頃から課題に感じていることを議題として持ち込む」、それから、対象4分野以外の相当課、それから市民活動団体も参加して一緒に検討、それから「狭間の課題について一緒に学習、意見交換をすることで、各課機関の共通課題への支援」を考える場として、毎月テーマを決めて実施されております。

参加支援の状況につきましては、就労支援や子どもの支援の経験豊富な地域の事業者NPOとネットワークが形成されておりますNPO法人に委託し、既存の社会参加に向けた事業では対応できないニーズや地域の社会資源や、支援メニューとのコーディネート、支援メニューの創出、そのための環境整備など、社会とのつながりづくりに向けた支援を実施することとしておりますが、実際の活動については、この時点において、まだまだであると久留米市の方は評価しておられます。

重層の枠を超えた取組としても取組をされておまして、久留米AU-formal実行委員会に委託し、フォーマルとインフォーマル、公的機関と活動団体、制度福祉と市民活動生活などを編集し、有機的な結びつきを生むための地域と福祉の編集事業を実施し、計画の策定や積極的情報発信を行っております。

久留米市と比較しますと、現在のスタート地点の人的・社会的・地域資源としては、ここまで大きなことができるとは考えておりませんが、他の自治体の多くが、重層的支援会議と支援会議の位置づけを対象者の同意があるかないかで区別した個別経営ケース会議としている中で、重層的支援会議の在り方に、関係者の制度理解のための機会やサービスそのものの検討などをする場としている点は、参考にして実施できるものと考えております。

○委員長

執行部をお願いいたします。もう少し簡潔に答弁するようにお願いいたします。

○石川委員

令和5年度の取組について詳細までご答弁いただき、ありがとうございました。

では、令和6年度、今年度はどのような取組を行っているのか、また、どのような取組を行う予定なのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

先ほどちょっと説明いたしましたが、調整会議の下に専門部会を3つ設置しております。多機関共働・相談・アウトリーチ専門部会につきましては、令和6年度設置しまして、毎月1回開催しております。それから、周知活動としましては、令和6年5月14日に福岡県立大学の先生を講師として招きまして、市職員に対する研修会を行っております。それから、市民に対しましても、周知のために、市報8月号と併せて隣組回覧を実施しております。また、社会福祉協議会におきましても、令和6年4月以降に、民生委員福祉委員等に対して、同事業の概要説明を実施しているところでございます。

今後につきましては、11月に、ケアマネジャー向けの当事者当事業の説明会、12月に、1回目となりますが、職員向けの当事者等事業の説明会を実施することとしております。市民に対しまして4月以降にチラシを全戸配布し、市報やSNSを活用しながら、周知活動を行うこととしております。

○石川委員

令和7年度からの本格実施に向けて、さらなる体制づくり、連携づくりをよろしく願います。以上です。

○委員長

お諮りいたします。認定第1号から認定第10号までの10件については、本日の審査をこの程度にとどめ、明9月20日、午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、令和5年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。